

八代市住民自治によるまちづくり 行動計画(前期)



平成22年3月
八代市

目次

I	策定の趣旨	2
II	新たな住民自治組織の必要性	3
第1	どうして今、住民自治によるまちづくりなの？	3
第2	八代市ではどうなっているの？	4
第3	少子・高齢化の進行と就労人口の減少	5
III	住民自治によるまちづくりに向けて	6
IV	行動計画の概要	7
第1	各種計画との関係	7
1	新市建設計画との関係	7
2	総合計画との関係	7
3	行財政改革大綱との関係	7
4	人権教育推進に係る八代地域行動計画	8
第2	計画の期間	8
第3	計画の推進体制	9
1	住民自治推進庁内検討会議での推進	9
2	各部各課での推進	9
3	全職員の参画	9
4	総合的な政策マネジメントの導入・推進	9
V	行動計画の施策体系	10
第1	行動計画3つの柱の見方	11
第2	行動計画3つの柱	12
1	住民が主体的に取り組むもの	12
2	住民と行政が協働で取り組むもの	13
3	行政が主体的に取り組むもの	16
VI	住民自治を支えるための行政支援	17
第1	組織設立の支援	17
第2	行政組織の整備	19
第3	補助制度の確立	21
第4	自治意識の高揚	23
第5	活動拠点施設の機能充実	25
VII	資料編	26
第1	協働事業抽出資料	
第2	住民自治によるまちづくりの推進に関する意見書	45
第3	八代市住民自治推進団体連絡会議設置要領	54

I 策定の趣旨

地方自治体を取り巻く社会環境は、市町村合併をはじめ分権社会に向けての行財政改革の推進などにより大きく変化しています。また、少子・高齢化や人口の減少が見え始め、地域コミュニティの機能維持や地域の活力の低下が予想されます。

八代市は、平成19年9月に「住民自治によるまちづくり基本指針」を策定しました。その基本指針では、住民自治によるまちづくりを進めるにあたっての基本理念を「加たって、語って、協働によるまちづくり」としています。この理念には、「住民の身近な暮らしの単位である地域独自のまちづくりと強い地域経営力を実現することが住民自治のまちづくりとなること。」さらに、市の将来像である『やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”』を住民と行政の共通目標とし、推進・展開していくことをうたっています。

さらに基本指針を着実に推進展開していくには、行動計画の策定が必要となりました。

そこで、平成20年6月に住民自治推進団体連絡会議を設け、33の地域及び団体との意見交換会を踏まえ、6回にわたる集中的な議論を経て、平成21年10月に「住民自治によるまちづくりの推進に関する意見書」の具申を受けました。

本計画は、効果・効率的な施策の展開と計画的に事業を推進していくために、基本指針に基づき、さらに具申を受けた内容を踏まえ、行政内部で検討したものを、具体的なアクションとして市民の皆さんに示します。

今後、それぞれの地域で始まる住民自治によるまちづくりを推進していくため、本計画の内容を適宜検証し、必要に応じて見直し、地域の状況に柔軟に対応しながら協働を進めていきます。

地域：ここでいう地域とは、概ね小学校区単位の地域を指します。

住民：ここでいう住民とは、八代市に在住・在勤・在学する個人、地域活動団体（NPO 法人を含む）、自治会及び企業をいいます。

協働：協働とは、目的ではなく、目標を達成するための手段のことをいいます。それぞれの主体が相互の信頼と理解に立って、共通する目標に向かって協力していくことを指します。

Ⅱ 新たな住民自治組織の必要性

第1 どうして今、住民自治によるまちづくりなの？

急激な社会環境の変化により、地域の抱える課題は増加しています。「誰かがやってくれるだろう」「行政がやるべきだ」といつている間に、地域の課題は膨らんでいく一方です。

そのような中、住民の皆さんと行政が力を合わせて、地域の課題に対応していく「住民自治によるまちづくり」が注目されており、新たな仕組みづくりが求められています。

自治会単位での活動に限界が・・・

- ◆ 少子・高齢化⇒自治活動の担い手不足等
- ◆ 核家族化・都市化⇒自治意識の希薄化等
- ◆ 住民ニーズの多様化⇒役員への負担増大等

これまでの行政サービスは限界に

- ◆ 少子・高齢化⇒医療福祉費の増大等
- ◆ 地方財政の逼迫⇒行財政のスリム化
- ◆ 地方分権の進展⇒権限移譲による役割の増大等

自治会より広い単位での新たな住民自治組織づくり

地域の抱える課題は、多岐にわたっています。八代市の最小の地縁組織である自治会や行政だけで課題を解決していくことに限界がきていることも否めません。その課題を解決する手段として、いくつかの自治会や個別に活動している地域活動団体、NPO、ボランティア団体、企業等、より広い範囲で新しい住民自治組織を作っていきます。

ふれあいのあるまちづくり



祭り・スポーツ大会・地域福祉など

安全で安心できるまちづくり



防災訓練、防犯パトロールなど

きれいなまちづくり



ごみ減量化や公園・道路の清掃など

情報のあるまちづくり



広報物の配布や回覧など

「住民自治によるまちづくり」とは・・・

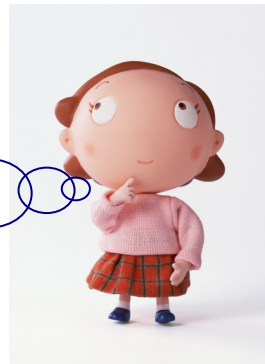
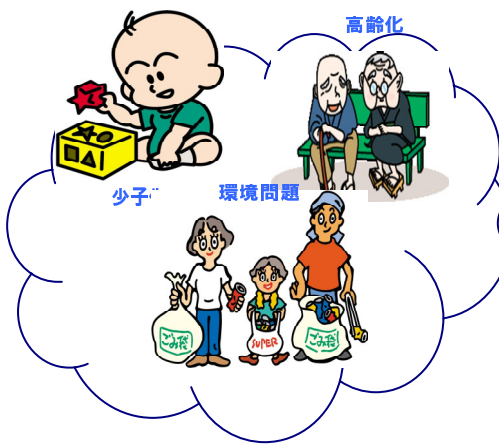
新しい住民自治組織をつくって、地域力を高めるとともに、地域のことは、地域で決め、地域で運営していく「地域の自律」に向けて、行政と協働しながら安心・安全な地域をみんなで築いていきましょう。それが、八代市で考える「住民自治によるまちづくり」です。

第2 八代市ではどうなっているの？



八代市には、多くの地域活動組織があります。その中でも、会員相互の親睦やさまざまな地域活動を自主的に行っている自治会（町内会、区会等）は、住民に最も身近な組織といえます。

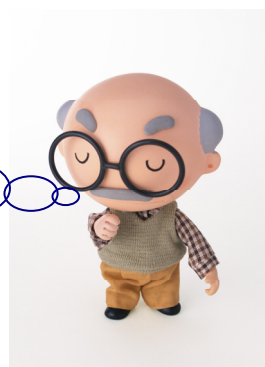
しかし、平野部の自治会では、自治会加入率の低下や役員のなり手不足、地域活動への参加者減という自治意識の希薄化が見られます。また、山間部では、急速な人口減少や高齢者世帯の増加によって、自治会の運営がままならない状態になってきています。



今の地域社会を考えると、

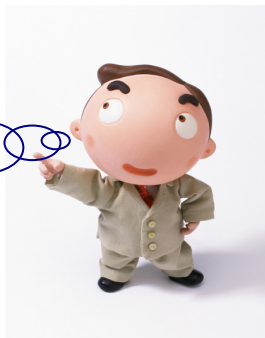
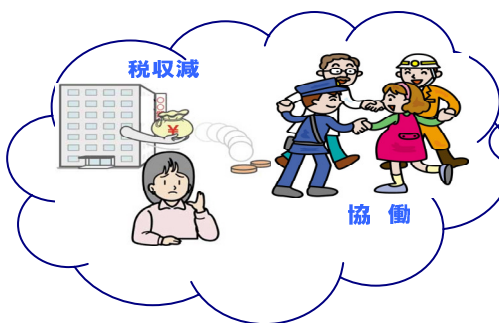
- ◆少子・高齢化の問題
- ◆防犯・防災の問題
- ◆ごみ問題（分別・リサイクル）
- ◆青少年問題 など

私たちが抱える課題は多くて不安だわ。



大規模災害や子どもが巻き込まれる事件が毎日のように報道されよる。

おったちに最も身近な地域社会のあり方を問いかけるとじゃなかろか。

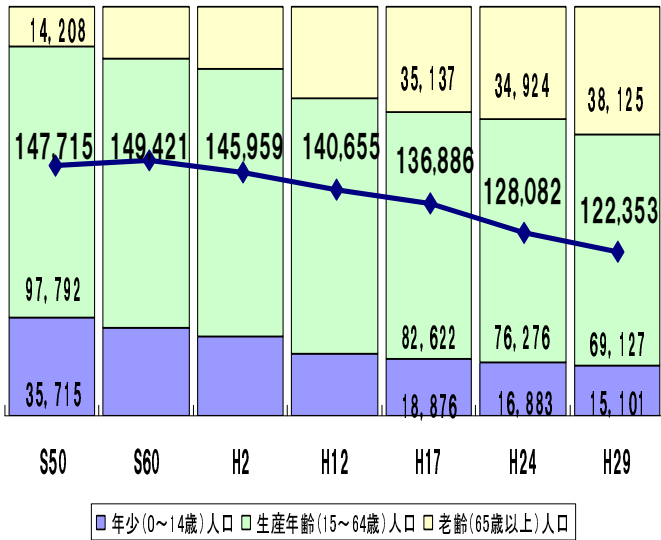


行政は、急激な社会環境の変化や、分権社会の進展、あるいは地方経済の低迷などから、これまでの行政手法を変える転換期にあると感じています。

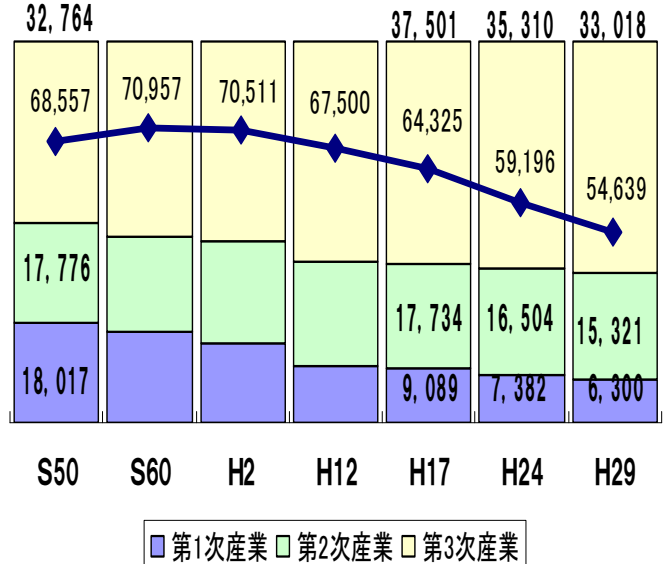
住民の皆さんも協働について、一緒になって考えましょう。

第3 少子・高齢化の進行と就労人口の減少

八代市の人口の推移及び推計



八代市の就労人口の推移及び推計



資料：総合計画基本構想

わが国の人口は、平成17年をピークに減少へ転じ、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、一方で老年人口割合が増加、急速に少子高齢社会へ移行していきます。少子・高齢化による社会保障の負担問題を始め、労働力の確保や技術継承の問題などが、社会経済全般にわたって、社会活力の低下など大きな影響を与えることが予想されます。

本市でも人口の減少が見られ、昭和50年から平成29年を見比べると、17%減少することが予想されます。一方、65歳以上の老齢人口は2.7倍に増加し、年少人口は、約58%減少することが予想されています。

さらに、人口の減少は、本市の社会経済に大きく連結、連動しており、昭和50年の就労人口と平成29年を見比べると、20%の減少が予想されています。

住民ニーズが多様化している中、医療福祉費の増大や就労所得の減少、さらには、地方交付税、国庫補助金の減少等から住民サービスの提供を行政だけが担っていくことに限界がきていることも否めません。

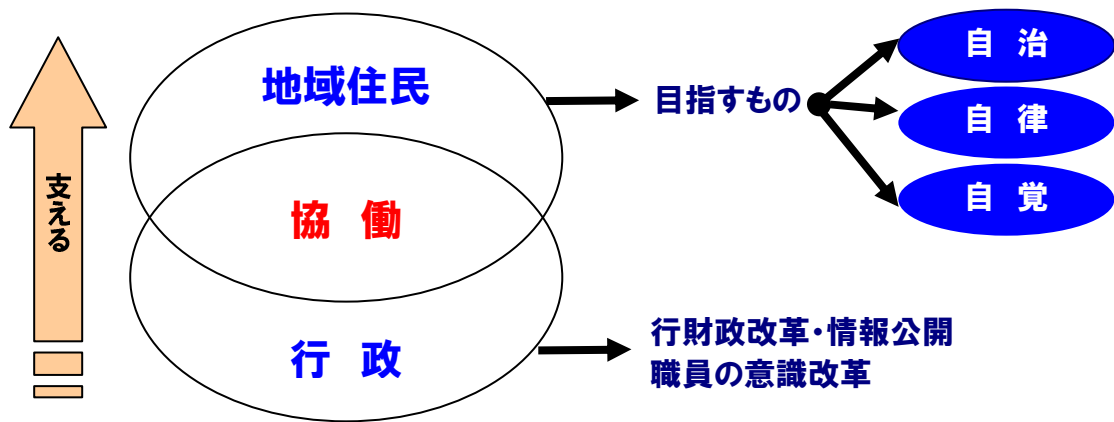
八代市の未来に向け、持続可能となるような地域社会を構築していくことが大きな課題となっています。

Ⅲ 住民自治によるまちづくりに向けて

八代市では、住民自治によるまちづくりを積極的に推進していきます。
住民と行政との適切な役割分担を行い、将来にわたり地域の運営を住民と行政が協働で担っていくビジョンを示します。

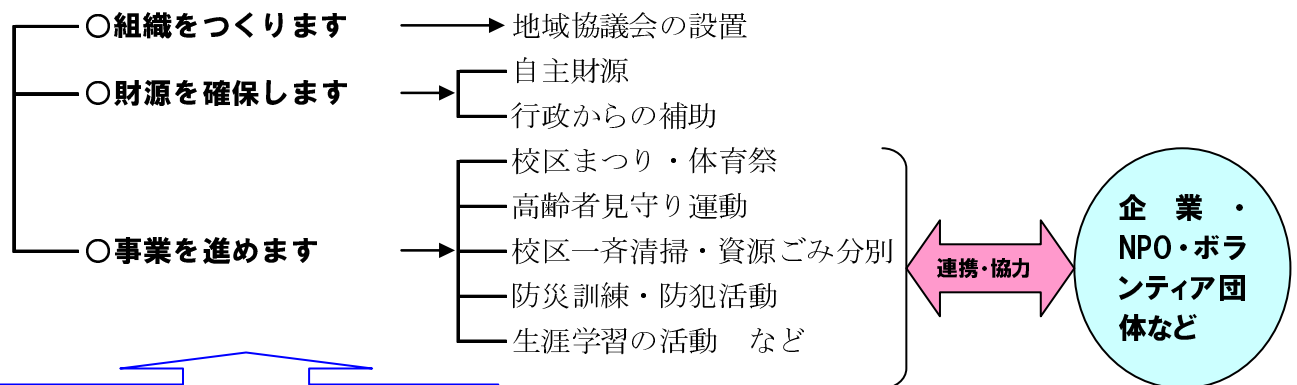
～地域で考え地域で行動するまちづくり～

これからは、地域がもっと自治力を高め、最終的には地域の事柄は、地域が決め、地域が主体的に運営していく「地域の自律」に向けて、行政も協働で取り組んでいきます。



■ これからのまちづくりの仕組み

地域住民の役割



住民自治を支えるための行政支援

行政の役割



IV 行動計画の概要

本計画は、住民自治を推進していくために必要な施策を体系化し、「住民が取り組むもの」、「住民と行政が協働で取り組むもの」及び「行政が取り組むもの」について明確に整理し、その上で地域住民が主体となった取り組みを支えるための行政支援の内容をまとめています。

特に、小学校区単位を基礎（ただし、地域毎に異なった環境特性や歴史、文化等の実情を考慮しながら地域住民で判断します）に、これから設置していく住民自治組織（以下、「地域協議会」という。）への支援体制が最も必要であることから、5つの行政支援策を盛り込んでいます。

「^か加た^{かた}って、語^かって、協働によるまちづくり」を計画的に推進するため、26の施策と、188の推進項目を掲げ、「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市“やつしろ”」の実現に向け取り組んでいきます。

第1 各種計画との関係

1 新市建設計画との関係

新市建設計画は、合併した八代市の将来（平成17～27年度）に関するビジョンを示しているものであり、新市において策定した総合計画の基礎となります。

新市建設計画第6節に示した「住民自治によるまちづくりの推進」を引き継ぎ、推進します。

2 総合計画との関係

本市の総合計画は、新市建設計画を尊重しつつ急速に進展する時代背景のなか、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、市民（住民）と行政とが協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定しています。

その趣旨を踏まえて、「八代市総合計画（基本構想）」第3章第2節に示した「協働によるまちづくりの推進」の計画を推進します。

3 行財政改革大綱との関係

行財政改革大綱は、市民の満足度を向上させるとともに、市民（住民）と行政の役割分担を明確化し、市民（住民）と行政が協力・連携する仕組みを確立するため、「行政経営」と「市民（住民）協働」を取り入れた市政改革を進めることとしています。

したがって、行財政改革大綱の柱の一つである「市民（住民）協働」の基本的事項を達成させるため、本計画にも盛り込みます。

地域協議会：地域協議会とは、概ね小学校区単位を基礎に当該地域住民で構成された組織であり、地域の課題や問題点を協議し、解決に向けた意思決定機関及び活動機関をいいます。

4 人権教育推進に係る八代地域行動計画との関係

八代地域の人権教育の推進にあたっては、地域住民一人ひとりの人権が尊重された、差別のない明るいまちづくりを積極的に取り組んでいかなければなりません。

その趣旨を最大限尊重し、地域住民と行政の連携のもと効果的・実践的な人権教育に取り組みながら推進していきます。

第2 計画の期間

本計画は、基本指針をより具体化し、計画的かつ効果的に実現するために、前期（準備期間）を平成22年度から26年度まで、後期（実施期間）を平成27年度から31年度まで、それぞれ5ヵ年計画として策定します。

前期（準備期間）ではモデル地域の実績を踏まえ、適宜見直しを図りながら全地域への地域協議会の設置を目指していきます。後期（実施期間）では、前期での課題や問題点を整理し、改善を図りながら、より一層の地域内分権を推進していきます。

なお、本計画は、毎年度ローリング（見直し・調整）し、平成27年度からの後期計画は、平成26年度に作成します。

基本指針

前期計画（準備期間）5ヵ年

平成22年度

平成26年度

後期計画（実施期間）5ヵ年

平成27年度

平成31年度



第3 計画の推進体制

本計画の推進項目については、社会情勢の変化や制度の変更、住民ニーズの変化などを踏まえるとともに、住民説明会での意見やモデル地域での状況に応じ、適宜見直しを図っていくため、行政組織内に専門部署を設け、さらに下記のような推進体制で取り組んでいきます。

1 住民自治推進庁内検討会議での推進

住民自治推進庁内検討会議では、実効性ある計画の推進及び進行管理を行っていきます。また、必要に応じ専門部会の設置をし、より一層の推進を図っていきます。

2 各部各課での推進

各部各課においては、所管事項の推進方策や方針、行動計画（目標値、スケジュール）を含めた具体的な対応を行っていきます。

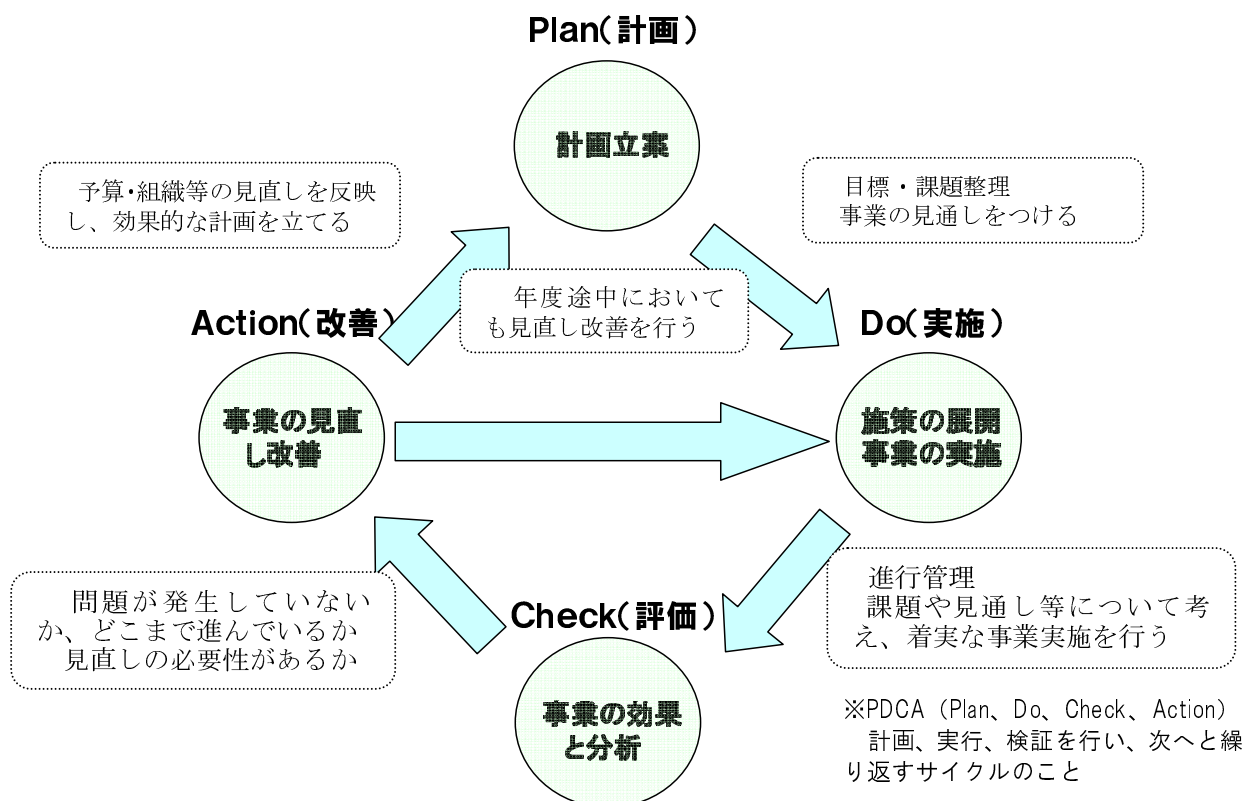
3 全職員の参画

行動計画の推進にあたっては、職員からの提言や意見に耳を傾け、施策に反映、見直し、改善を図っていきます。また、職員自らも市民活動や地域活動に積極的に参加し、住民と一緒に汗を流すなどして、住民との信頼関係の構築に努めていきます。

4 総合的な政策マネジメントの導入・推進

【Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）機能を働かせます。】

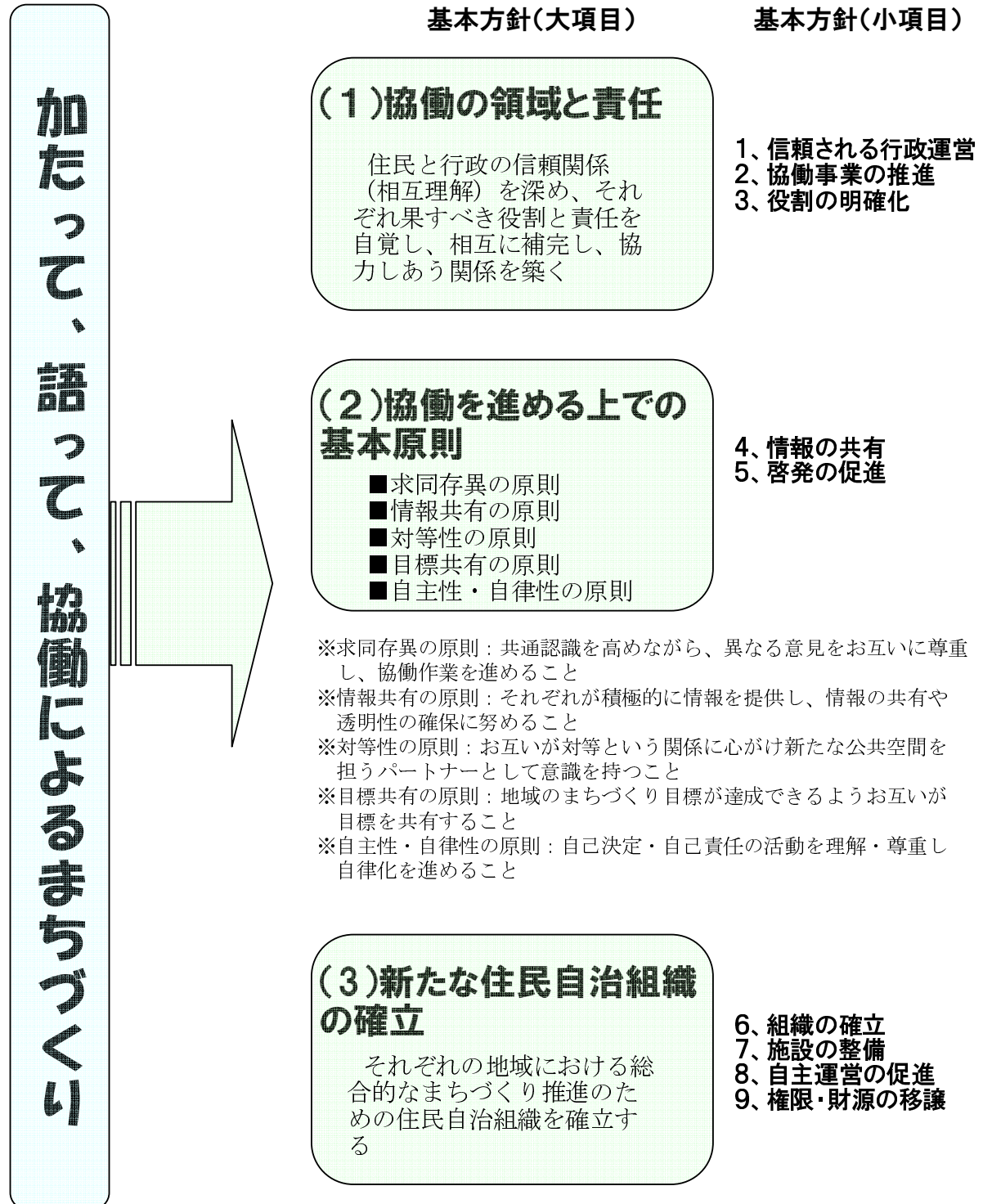
本行動計画は、毎年度、事業の評価を行い、その結果を事業や計画、さらには予算や組織の見直しなどに反映させるとともに、効果・効率的な施策の展開に努めていきます。



V 行動計画の施策体系

■住民と行政の共通目標 「住民自治によるまちづくり基本指針」

やすらぎと活力にみちた **魅力かがやく 元気都市 “やつしろ”**



第1 行動計画3つの柱の見方

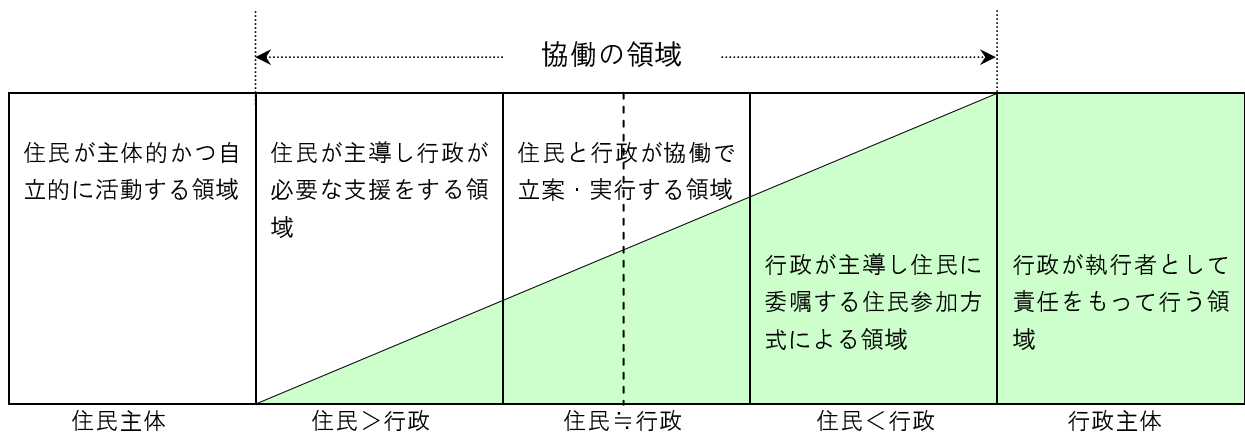
この章で示す行動計画3つの柱は、平成19年9月に策定した『住民自治によるまちづくり 基本指針』を具体化したものであり、住民自治を推進していくために必要な施策を「第2 行動計画3つの柱」に整理したものととなります。

3つの柱は、施策体系を基に各部各課からの事業をベースに積み上げ、資料編にある協働事業抽出資料に整理し、26の施策、188項目のうちから、「住民が主体的に取り組むもの」、「住民と行政が協働で取り組むもの」、「行政が主体的に取り組むもの」の3つに振り分けています。

なお、「住民と行政が協働で取り組むもの」については、すでに地域住民の皆さんと行政が協働で取り組んでいるもの、及び今後協働で取り組むべきものを抽出しています。

住民と行政の役割分担

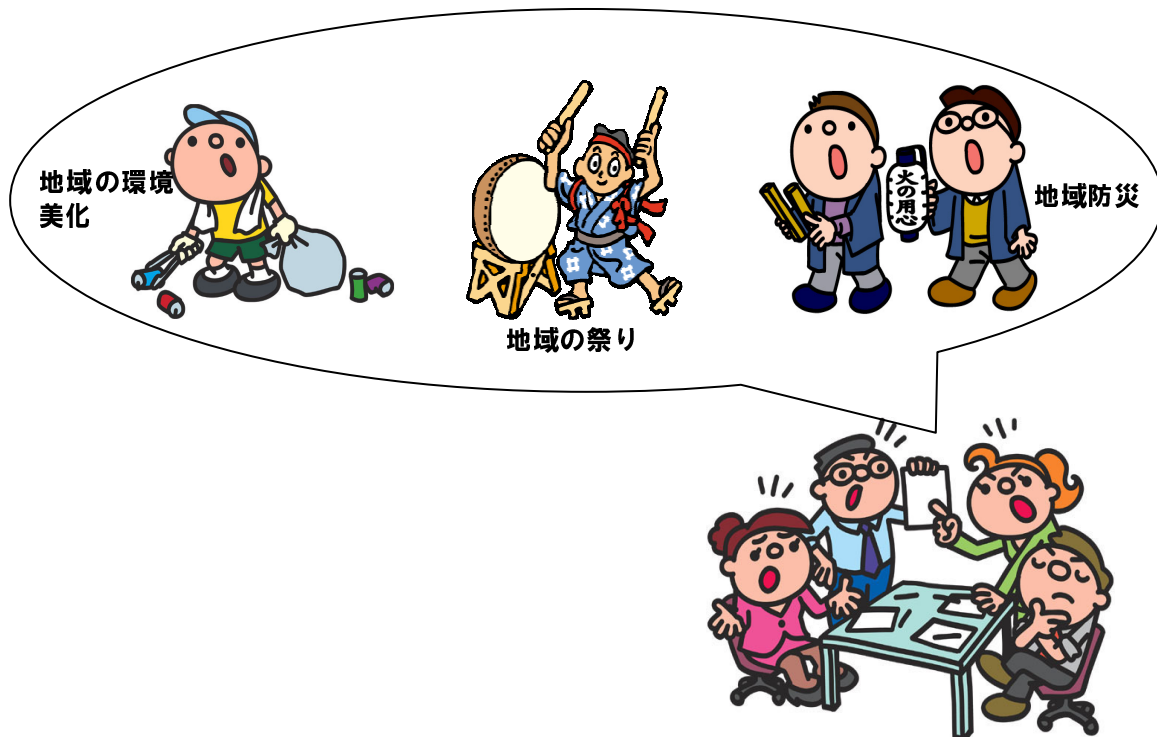
住民と行政の協働によるまちづくりを目指していくには、それぞれ果すべき役割と責任を自覚し、相互に補完し、協力しあう関係が必要となります。



第2 行動計画3つの柱

1 住民が主体的に取り組むもの

方針	施策	推進項目
組織の確立	コミュニティ範囲の設定	(ア)組織調整 (イ)設立準備委員会の設置 (ウ)地域協議会の設置
	人材の発掘・養成	(ア)まちづくり人材の育成、養成 (イ)協働に関する研修会等の実施
	関係機関との連携	(ア)既存組織の有効活用 (イ)企業・各種団体との連携強化 (ウ)学校との連携強化
施設の運営	拠点施設活動内容	(ア)生涯学習の推進展開 (イ)地域情報の発信 (ウ)公益サービスの提供 (エ)自主事業の展開
自主運営の促進	住民主体のまちづくり強化	(ア)組織運営のための規約・規定の整備
	まちづくり計画(地域別計画)の策定	(ア)住民による計画づくり (イ)目標設定による進行管理
	コミュニティビジネスの促進	(ア)啓発活動 (イ)地域ニーズの掘り起こし

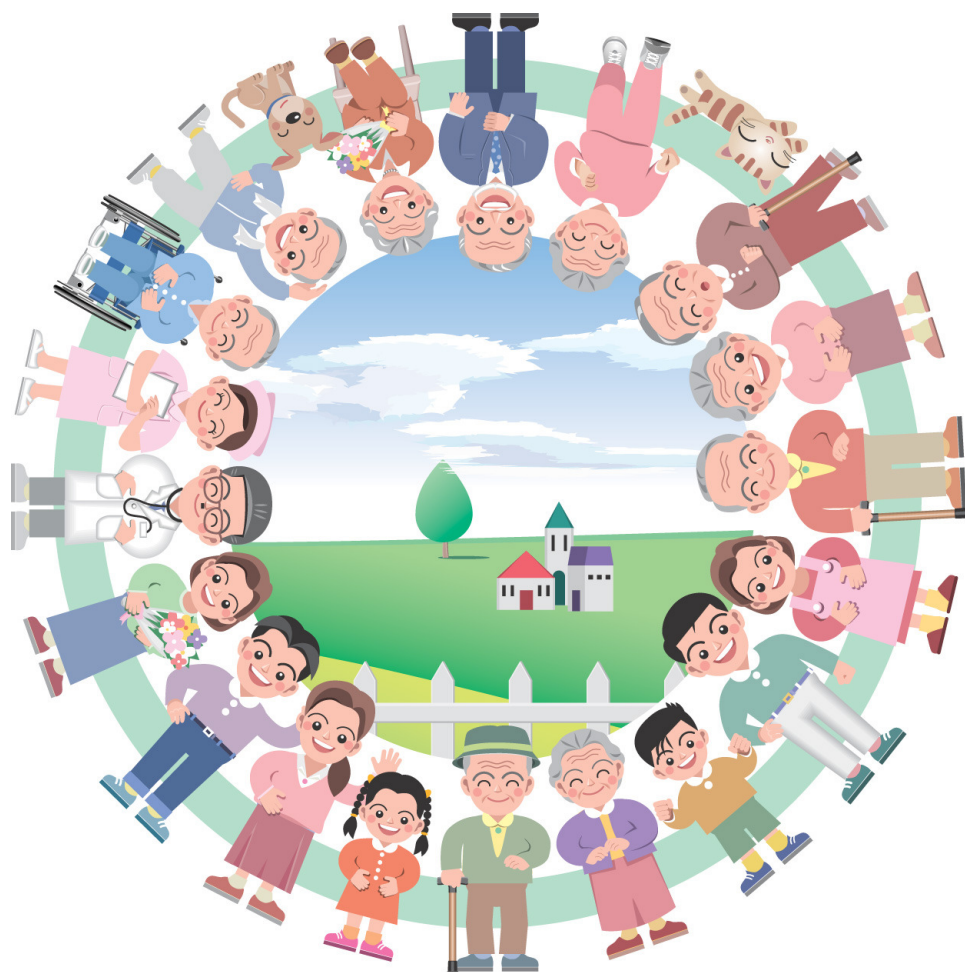


2 住民と行政が協働で取り組むもの

方針	施策	推進項目
協働事業の推進	誰もがいきいきと暮らすまち	
	(1) 人権啓発事業	(ア) 人権セミナーの開催 (イ) 人権子ども集会・フェスティバルinやつしろの開催 (ウ) 情報誌の発行 (エ) 人権啓発センター等の整備 (オ) 社会を明るくする運動の実施 (カ) 青少年指導員の活用 (キ) 社会教育における人権教育の推進 (ク) いっそDEフェスタの開催 (コ) 情報誌発行 (ク) セミナー開催
	(2) 青少年健全育成事業	(ア) 社会を明るくする運動の実施 (イ) 青少年指導員の活用
	(3) 人権教育事業	(ア) 社会教育における人権教育の推進
	(4) 男女共同参画推進事業	(ア) いっそDEフェスタの開催 (イ) 情報誌発行 (ウ) セミナー開催
	(5) 市民活動啓発事業	(ア) NPO入門セミナーの開催 (イ) NPO設立チャレンジ講座の開催
	(6) 健康づくり推進協議会 (7) 地域子育て支援センター事業	(ア) 地域健康づくりの推進、拡充及び活動への補助 (イ) 地域の子育て家庭に対する育児支援
	(8) 八代市地域福祉計画の推進	(ア) 地域福祉活動の推進
	(9) 民生児童委員関係事業	(ア) 民生委員活動経費等
	(10) 障がい者社会参加促進事業	(ア) 障がい者スポーツ大会開催
	郷土を拓く人を育むまち	
	(1) 通学路等安全対策事業	(ア) 学校安全ボランティアの組織化の推進 (イ) 安心・安全な学校・地域づくり推進フォーラムの開催
	(2) 青少年体験活動	(ア) 二見自然の森、さかもと青少年センター等において野外体験、宿泊体験等を実施
	(3) 放課後子ども教室	(ア) 地域の住民等の協力を得て学習活動、文化活動、集団遊び等を実施
	(4) 公民館活動事業	(ア) 公民館講座、地域交流事業、自治公民館支援事業、総合社会推進事業の実施
	(5) 生涯学習推進事業	(ア) 家庭教育学級、婦人学級、高齢者教室等生涯各期における学習支援
	(6) 地域スポーツ振興事業	(ア) 総合型地域スポーツクラブの設立
	(7) 生涯スポーツ活動推進事業	(ア) 市民体育祭の開催
	(8) スポーツ施設管理運営事業	(ア) 多様化する利用者のニーズに対応
	(9) 指定文化財保存管理事業	(ア) 各種文化財の保存・活用
	(10) 伝統文化財保存事業 (11) 文化行事開催	(ア) 伝統文化財の保存・継承 (イ) 各種文化行事の振興
	安全で快適に暮らせるまち	
	(1) 道路整備事業 橋梁整備事業 都市下水路整備事業 河川改修事業 (2) 交通安全啓発事業	(ア) 公共工事への理解と協力 (イ) 交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚

方針	施策	推進項目
	(3)防犯団体支援事業 (4)防災意識の高揚及び防災力の充実 (5)防災対策事業	(ア)地域防犯団体による安心・安全な街づくりの推進 (イ)住民参加型防災訓練の実施 総合防災訓練への参加 (ロ)自主防災組織の結成促進、自主防災会連絡協議会の運営 (ハ)災害時要援護者の避難支援 (ニ)災害時の応急活動
	豊かさにとぎわいのあ るまち	
	(1)中山間地地域振興事業 (2)農地・水・環境保全向上対策事業 (3)農業施設維持管理事業 (4)林道整備事業 (5)八代くま川祭り事業 (6)全国花火競技大会事業 (7)坂本ふるさとまつり事業 (8)せんちょういぐさの里まつり事業 (9)ふる郷愛鏡祭事業 (10)東陽しょうがまつり事業 (11)泉町特産品まつり事業 (12)中心市街地活性化対策事業 (13)みなと八代フェスティバルの開催	中山間地が有する国土保全や保健休養等の多面的機能を維持する。 (ア)地域ぐるみで行う共同活動に対する助言、指導（履行確認等）や事業費の間接的支援 (イ)排水路等の農業用施設の維持管理等の取り組みについての支援。（樋門及び排水ポンプ維持管理費、浮草防除等協議会への助成等） (ロ)市民参加型の整備 (ハ)八代くま川祭り振興会の活用 (ニ)やつしろ全国花火競技大会実行委員会の活用 (ホ)坂本ふるさとまつり運営委員会の活用 (セ)せんちょうい草の里まつり実行委員会の活用 (ソ)ふる郷愛鏡祭実行委員会の活用 (タ)東陽しょうが祭り運営委員会の活用 (チ)泉町特産品まつり実行委員会の活用 (リ)八代市中心市街地活性化協議会の活用 (ル)フェスティバルの開催
	人と自然が調和するま ち	
	(1)環境学習推進事業 (2)環境美化活動推進事業 (3)環境基本計画等推進事業 (4)ごみ減量化対策事業 (5)廃棄物処理対策事業 (6)分別収集事業 (7)ごみ収集管理事業 (8)資源物集積所巡回指導事業	(ア)こどもエコクラブ事業の推進、次世代を担う子供たちを対象とした環境学習の機会の提供 (イ)環境ゼミナール事業の推進、地球環境を含めた環境全般に関する出前講座 (ロ)「きれいなまちづくり協定」締結の推進及び団体活動支援 (ハ)（仮称）環境パートナーシップ会議との連携 (ニ)生ごみ堆肥化容器等の購入費用の一部助成 (ホ)一般廃棄物を多量に排出する事業所のごみ減量化推進 (セ)段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化の普及促進 (ソ)マイバッグキャンペーンの実施 (タ)リサイクル推進協力店の認定 (チ)市民からの不法投棄等の情報収集 (リ)分別品目の統一・拡大を図る (ル)分別指導員講習会の実施 (レ)ごみ出し及び分別ルールの啓発 (ロ)市職員による資源物集積所巡回指導の実施

方針	施策	推進項目
役割の明確化	パートナーシップ協定の制定	(ア)役割分担・責任所在の明確化 (イ)アドプトプログラムの制度化
啓発の促進	自治基本条例の制定に向けた取り組み	(ア)機運を高める (イ)市民参加型の整備
啓発の促進	住民意識の高揚	(ア)自治意識と相互扶助の啓発 (イ)伝統文化の継承発展と世代間交流
啓発の促進	自治会との連携協力	(ア)自治会活動との連携
施設の運営	活動拠点施設の機能充実	(ア)民間活力の導入



3 行政が主体的に取り組むもの

方針	施策	推進項目
信頼される行政運営	市民参加による開かれた行政運営 (1) 総合計画の推進 (2) 財政運営健全化事業 (3) 職員研修事業 (4) 地域情報化推進事業 (5) 市民意見の反映 (6) 監査事業 (7) 国際化推進事業 (8) 北海市交流事業	(ア) 総合計画の進行管理 (イ) 予算編成情報・財政状況の情報提供 (ウ) 職員研修の充実 (エ) 地域情報化計画の策定・推進 (オ) パブリックコメント制度 (カ) 監査報告のホームページの活用 (キ) 国際理解講座の開催 (ク) 市民主体の国際交流支援 (ケ) 国際交流事業補助金制度 (コ) 情報提供
	行財政改革の推進 (1) 行財政改革推進事業 (2) 民間委託等事業	(ア) 行財政改革の進捗状況の公表 (イ) 指定管理者制度の導入 (イ) 「民営化等推進事業（八代市販市場化テスト）」の導入
情報の共有	地域情報・行政情報の提供	(ア) 情報公開と透明性の確保 (イ) ポータルサイト「ごろっとやっちょろ」の充実 (ウ) 出前講座の充実
啓発の促進	広報活動の充実	(ア) 広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ、FMやつしろの活用
	広聴活動の充実	(ア) 市民トークや市長への手紙等の活用
組織の確立	行政組織の確立	(ア) 専門部署の設置 (イ) 担当職員の配置 (ウ) 出先機関職員の業務内容の見直し (エ) 職員の意識改革 (オ) 組織づくり及び協働に関する推進体制の機能充実 (カ) 地域内分権の推進
	市政協力員との関係	(ア) 市政協力員との連携 (イ) 自治会長の負担軽減
施設の運営	活動拠点施設の機能充実	(ア) 活動拠点施設の位置づけ (イ) 公民館等施設の改修
自主運営の促進	市民活動保険制度	(ア) 公益活動に対する保険制度の導入
権限・財源の移譲	住民自治活動支援制度(補助金一本化)	(ア) 補助制度の見直し (イ) 配分や運用ルールづくり
	協働委託の促進(委託業務)	(ア) 受入れ体制の強化 (イ) 協働事業のメニューづくり

VI 住民自治を支えるための行政支援

住民自治によるまちづくりを推進するため、次の5つの支援を行っていきます。

【計画書の見方】

(1) 掲載している内容は、「第2 行動計画の柱」から前期計画において特に推進すべきものを転記しています。

(2) 表に示している記号の意味は下記のとおりです。

- ① 「△」・・・調査、検討、準備の場合
- ② 「○」・・・一部実施、試行の場合
- ③ 「◎」・・・実施、達成、終了の場合
- ④ 「→」・・・継続して推進する場合
- ⑤ 「◎→」・・・実施後、引き続き推進の場合

第1 組織設立の支援

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
				H22	H23	H24	H25	H26	
コミュニティ領域の 設定	(7)組織調整	広報紙、ケーブルテレビ等を積極的に活用するとともに、積極的に住民説明会を実施し、組織化を図る。	地域振興課 支所総務課	◎					→
	(4)設立準備委員 会の設置	地域協議会設立前に十分検討ができるよう設立準備委員会を設置し、地域資源の整理やニーズの把握、組織構成等について時間をかけながら組織化を図る。	地域振興課 支所総務課	○					→
	(7)地域協議会の 設置	地域協議会の設立にあたっては、一律に一齐に推進していくことは困難であり、住民の不安もあることから、先行地域として、モデル地域を指定し、適宜、見直しを図りながら、段階的に組織化を図っていく。	地域振興課 支所総務課	△	○				→
市政協力員 との関係	(7)市政協力員と の連携強化	地域協議会の設置に向け、市政協力員の理解・協力を得ながら推進していく。	生活安全課 地域振興課						→

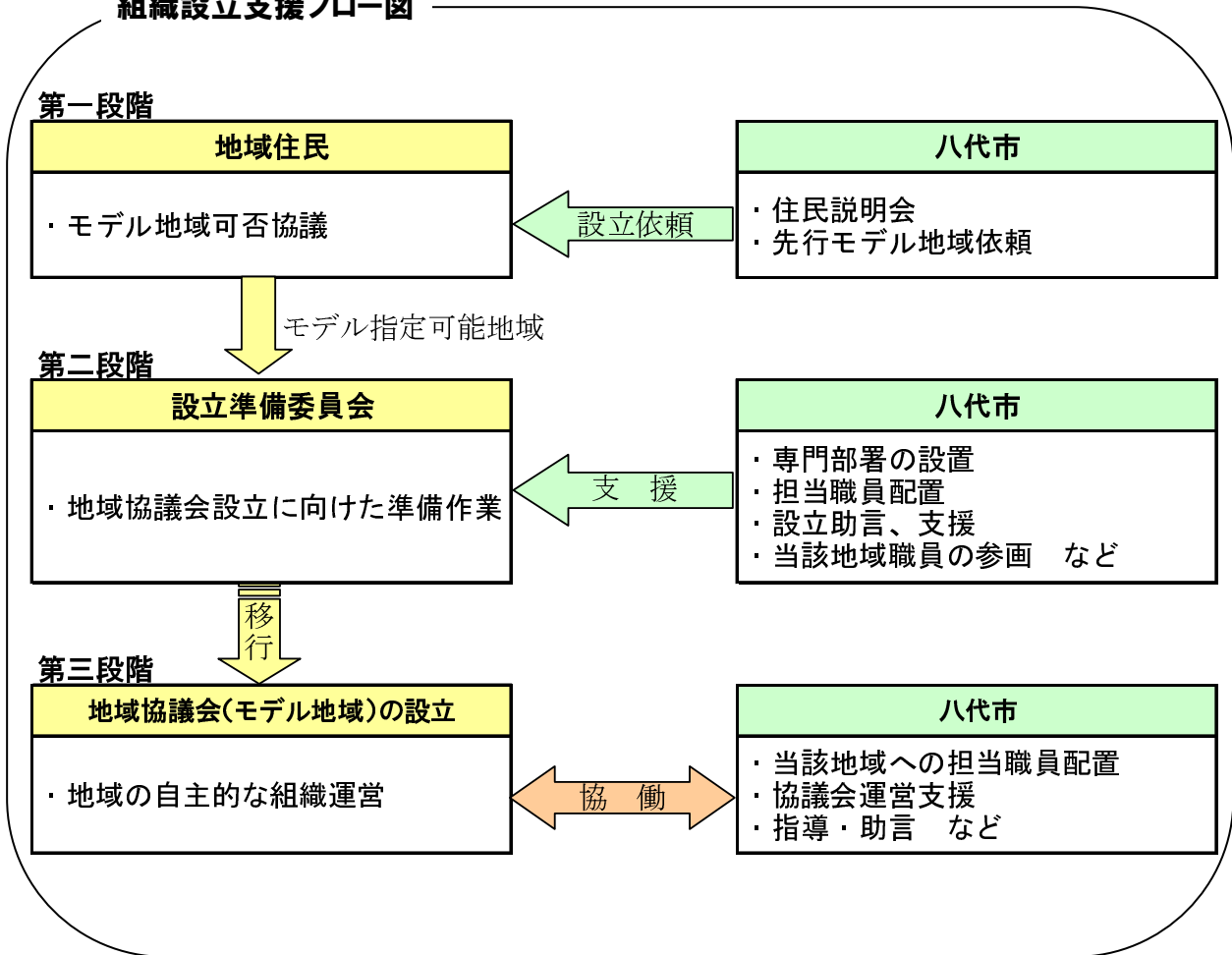
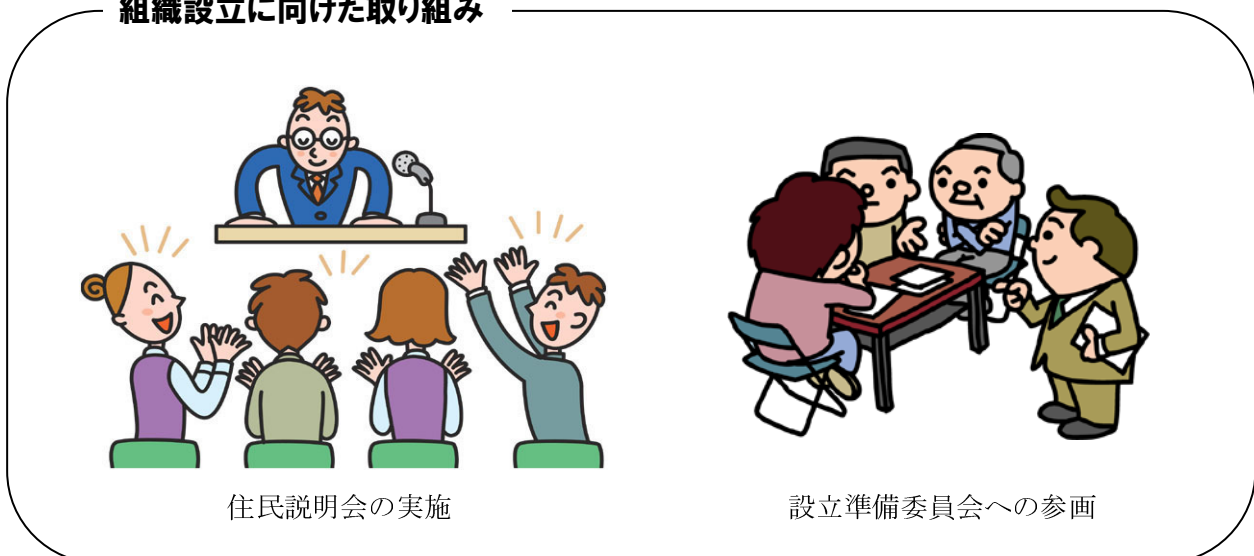
地域協議会の立ち上げは、まちづくりへのはじめの一步となります。

しかし、組織を形式的に作っていても住民の方自らがまちづくりを自主的に進めようという意識がなければうまく機能しません。そのため、市では自治意識を高めるため啓発活動や住民説明会を実施し、組織化を図ります。

組織化にあたっては、当面、モデル地域を数箇所指定し、行政と一緒に取り組みを進め、モデル地域での実績を踏まえながら、他地域の組織化を図っていきます。

モデル地域の指定後、設立準備委員会を設け、行政職員と一緒に地域課題や問題点、ニーズ、地域の強みなどを考えていきます。

また、市政協力員との連携を深め、組織化に向けた不安解消を図るとともに、十分時間をかけて組織を設置していきます。

組織設立支援フロー図

組織設立に向けた取り組み


第2 行政組織の整備

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
				H22	H23	H24	H25	H26
行政組織の 確立	(ア) 専門部署の設置	コミュニティに関する行政窓口を一本化し、各課との連絡調整や各種情報提供等、効果効率的なまちづくりを推進する。 また、支所・出張所等との連携強化を図る。	人事課 行政改革課	△	△	○	→	
	(イ) 担当職員の配置	地域の総合的なまちづくりを支援する担当コーディネーターを地域に配置する。コーディネーターは地域のコミュニティに関わっている支所、出張所、公民館の職員の業務体系の見直しを図る。	人事課 行政改革課 地域振興課 生活安全課 生涯学習課	△	△	○	→	
	(ロ) 出先機関職員の業務内容見直し	地域のコミュニティに関わっている、支所・出張所・公民館の職員の業務内容のあり方を検証し、必要性・有効性・効率性等を考慮し、地域でできるものは地域に委ね、役割を明確にしていく。	地域振興課 支所総務課 生活安全課 生涯学習課	△	△	○	→	
	(エ) 職員の意識改革	市民参画、市民協働に関して、職員研修会を実施する。 また、職員も地域住民の一員として、率先して地域のまちづくりに参加し、住民と一緒に汗を流すなどして、住民との信頼関係を築いていく。	人事課 地域振興課				→	
	(オ) 組織づくり及び協働に関する推進体制の機能充実	全庁的に取り組む必要があるため、住民自治推進庁内推進検討会議を設置する。	地域振興課				→	
	(カ) 地域内分権の推進	地域の独自性が最大限発揮できるよう地域内分権を推進し、地域で決めた事柄は地域が責任を持ち、住民に身近なところで課題解決ができるような仕組みを構築するようにする。	地域振興課	△	○		→	

地域づくりに関する行政事務は、まちづくり、社会教育、環境美化、文化振興など、個別に行政組織規則の事務分掌で分けられており、それぞれの所管課が担当しています。

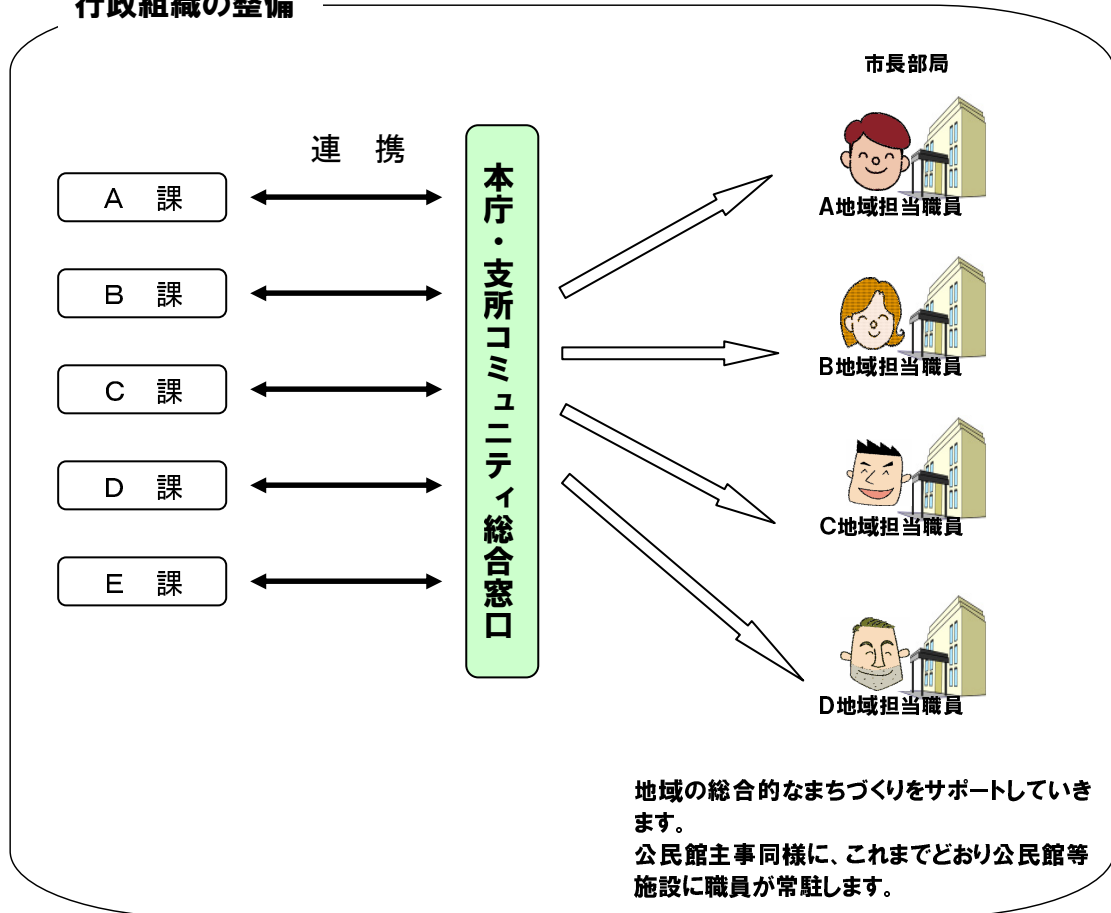
今後は、住民と行政の協働によるまちづくりや総合的なコミュニティ施策の展開を図っていくため、行政の窓口を可能な限り統合を図っていきます。

また、住民が主体となってまちづくりに取り組んでいくための行政支援として、側面からしっかりと支援を行う職員を配置します。担当業務においては、住民と行政の協働について十分認識させ、地域活動を意識した取り組みを行っていきます。

市民協働やボランティア活動などへの理解、知識を深めるため、市職員を対象とした研修会等を開催するなど、職員の意識改革に努めていきます。

行政が持つ権限を可能な限り地域におろし、地域住民で決めたまちづくりができるよう、環境整備に努めていきます。

行政組織の整備



職員の意識改革



第3 補助制度の確立

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
				H22	H23	H24	H25	H26	
住民自治活動支援制度 (補助金一本化)	(ア)補助制度の見直し	地域の活動運営費として、これまで個別に支出している補助金を見直し、可能な限り一本化し、地域住民の自己決定・自己責任での補助活用が行えるよう制度化を図る。	該当課	△	○				
		(1)資源回収集積所管理事業	清掃センター						
		(2)敬老会事業	高齢者支援課						
		(3)八代市地域健康づくり推進事業	健康増進課						
		(4)八代市体育協会運営補助	スポーツ振興課						
		(5)校区民体育祭委託事業	スポーツ振興課						
		(6)地域ゲートボール場整備補助	スポーツ振興課						
		(7)坂本地域振興会事業運営委託	生涯学習課						
		(8)校区総合社会教育推進協議会事業委託	生涯学習課						
		(9)地域交流事業委託	生涯学習課						
	(10)自治公民館支援事業補助金	生涯学習課							
	(イ)配分や運用ルールづくり	人口・面積規模、さらには地域特性を十分考慮し、住民にわかりやすい、利用しやすい補助制度を確立する。(要領、運営マニュアル等)	地域振興課	○					
組織設立時における支援制度	(ア)住民自治組織運営補助金	地域協議会をスムーズに運営していくには、時間もかかり経費も必要となることから、一定期間組織を運営するために必要となる経費の一部を助成する。	地域振興課	△	○				

これから設置する地域協議会を中心に行政の持っている権限・財源を可能な限り移譲していきます。その手はじめとして、各地域の独自のまちづくりが行えるよう、コミュニティに関する補助金を一本化し、一括して交付します。

使途裁量権の拡大を図り、住民自らが主体的に判断し、地域課題の解決に活用できるようにします。

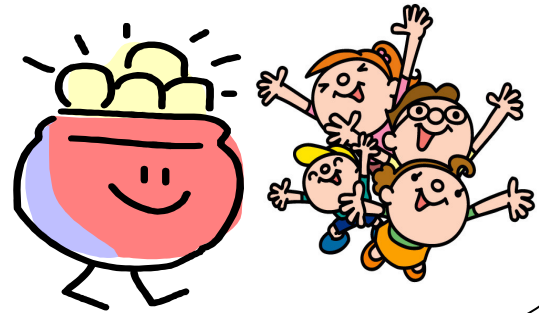
また、地域協議会を設置した地域においては、組織の運営に必要な経費の一部を一定期間助成するなど、スムーズに組織運営ができるよう努めていきます。

補助金の一括交付

これまで、各団体一律に補助しているものがありました。また、使い道も限定しており、住民の創意工夫が発揮できませんでした。



コミュニティに関する補助金を可能な限り一本化して、地域協議会に一括交付します。これにより、優先順位や配分を地域住民のみなさんで決めることが可能となり、独自性が発揮できます。



運営に関する補助金

地域協議会を作って、事務局を設けると、いろんな準備経費が必要になってくるけど、財源はどうしたらいいのだろう……。みんなも頭を抱えるだろうな～。



地域協議会を立ち上げるには、資金も必要となります。地域協議会の運営を円滑に行うため、設立から一定期間、組織の運営に必要な経費の一部を助成します。



第4 自治意識の高揚

施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
				H22	H23	H24	H25	H26	
住民意識の高揚	(ア)自治意識と相互扶助の啓発	まちづくりへの意識を高めてもらうよう、各種媒体を活用したり、啓発パンフレットを作成し、自治意識の向上を図る。	地域振興課 該当課	◎					→
	(イ)伝統文化の継承発展と世代間交流	地域の伝統・文化を子どもたちに継承していくことができるよう子ども達と積極的な交流を図る。	該当課						→
地域情報・行政情報の提供	(ア)情報公開と透明性の確保	地域のまちづくりに関する情報を積極的に公開する。	該当課						→
	(イ)ポータルサイト「ごろっと やっちょろ」の充実	住民と行政の双方向の情報交換ができるようポータルサイト「ごろっと やっちょろ」の提供を行い、コンテンツ等を充実させる。	情報推進課 広報広聴課						→
	(ウ)出前講座の充実	市が行う事業や施策に関して積極的に向かい説明を行うことで、市民の市政に対する理解と関心をより深めるとともに、広く市民の意見を伺う機会とする。	広報広聴課						→
広報活動の充実	(ア)広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等の活用	広報紙・ケーブルテレビ・ホームページ等を通じて、市政や生活にかかる大切な情報を広く提供し、市民参画の向上に努める。	広報広聴課 該当課						→
広聴活動の充実	(ア)元気づくりトークや市長への手紙等の活用	手紙・メールの受付や市民との対話交流など、引き続き広聴活動の充実に取り組んでいく。	広報広聴課						→
自治会との連携	(ア)自治会との連携・協力	住民の身近な組織である自治会は、地域の親睦と交流を通じて連帯感を深めており、市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進する重要な組織である。自治会と連携協力してまちづくりが活発となるよう役割分担について啓発していく。 また、自治会未加入者への加入啓発を行います。	地域振興課 生活安全課 支所総務課	○					→
	(イ)自治会長の負担軽減	集中している自治会長の業務を地域住民みんなで行っていきようにする。	生活安全課 地域振興課	△	○				→

自分の住む地域の環境や快適な暮らしのための各種施策について、地域住民のみんなが真剣に考え、将来どのようなまちにしていきたいのか、そのために自分たちで何ができるかを考え、行動してもらうため、協働に関する情報提供や研修会、出前講座等、積極的な啓発活動を行い、住民自治意識の向上に努めていきます。

また、住民の身近な組織である自治会は、地域のまちづくりの重要な役割を果たしています。まちづくりは、一部の人たちだけが担うのではなく、そこに暮らすすべての住民が地域の担い手として考えなければなりません。そのため、自治会役員等への負担軽減や自治会未加入者へ加入啓発を考えていきます。

自治意識の高揚



ホームページ等での啓発

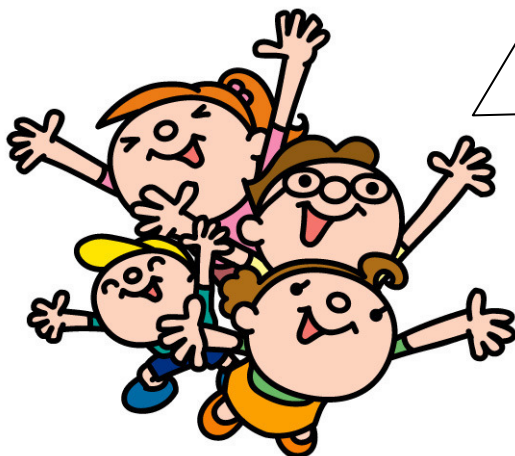


出前講座等の実施



各種セミナーの開催

自治会加入啓発



地域の連携を深め、安心・安全なまちづくりのために

まずは、自治会に加入しましょう！

みんなのまちだから、みんなでつくろうよ！

- ・地域の交通安全、防犯防災活動
- ・環境美化活動
- ・ふれあい活動
- ・広報活動 など

第5 活動拠点施設の機能充実

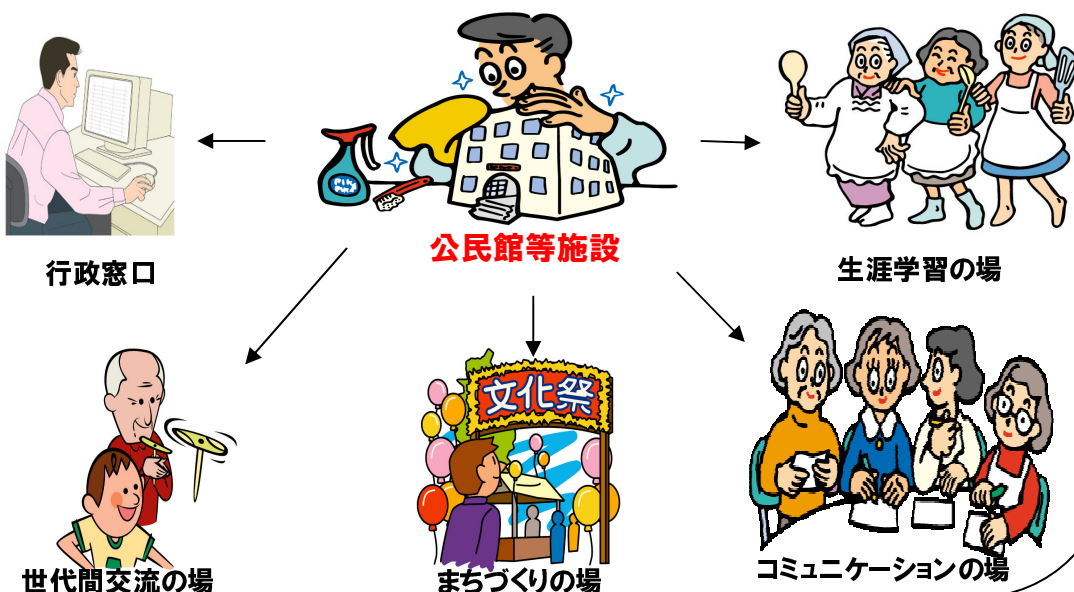
施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
				H22	H23	H24	H25	H26	
活動拠点施設の機能充実	(ア)活動拠点施設の位置づけ	地域協議会の総合的なまちづくりを行うため、公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置づける。	地域振興課 生涯学習課 生活安全課 農業振興課	△	○				→
	(イ)民間活力の導入	公民館等施設を地域住民が主体となって、管理運営・企画等まで行えるよう構築し、自己決定・自己責任によるまちづくりを進める。	行政改革課 該当課	△	△	△	△		○
	(ウ)公民館等施設の改修	公民館等施設は、地域の活動拠点施設となるため、利用しやすいように緊急性・必要性を見極めながら改修を進める。	地域振興課 生涯学習課 生活安全課	○					

地域協議会が主体となって、地域づくり、福祉活動等を実践していくため、公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置付けていきます。

また、公民館等施設を対象とした指定管理者制度の導入にあたっては、地域の拠点施設ということを第一に考え、地域協議会が主体となって管理運営できるような仕組みを考えていきます。

さらに、公民館等施設が利用しやすい環境を整えるとともに、地域活動が活発となるよう、必要性、緊急性を考慮しながら整備していきます。

公民館等施設は、地域の拠点であり、住民の活動の場となる施設です。いわば、地域住民のための施設となります。市では、地域住民のみなさんがこれまで以上に使い勝手が良くなるよう指定管理者制度を地域協議会と結び、地域協議会が主体となって、施設の管理・運営ができるようにしていきます。



VII 資料編

第1 協働事業抽出資料

この資料は、各部各課で行っている事業の中で、「今後も住民に理解を得るために必要な事業」、「個人・各種団体と連携し、協働で進めるまちづくり事業」及び「新たに協働で実施する計画がある事業」を把握し、八代市における協働事業として抽出したものです。

【計画書の見方】

「実施スケジュール」欄に示している記号の意味は下記のとおりです。

- ① 「△」・・・調査、検討、準備の場合
- ② 「○」・・・一部実施、試行の場合
- ③ 「◎」・・・実施、達成、終了の場合
- ④ 「→」・・・継続して推進する場合
- ⑤ 「◎→」・・・実施後、引き続き推進の場合

1、信頼される行政運営

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	市民参加による開かれた行政運営								
(1)	総合計画の推進	(ア)総合計画の進行管理	総合計画の進行管理及び検証にあたっては、市民の幅広い意見聴取に努め、また、パブリックコメント等を行うことにより市民参画を図っていく。	企画調整課					→
(2)	財政運営健全化事業	(ア)予算編成情報・財政状況の情報提供	・当初予算、補正予算及び決算についての概要を公表する。 ・企業会計方式の財務諸表（バランスシートなど）を作成し公表する。	財政課					→
(3)	職員研修事業	(ア)職員研修の充実	より住民に近い視点で行政運営ができるよう、関係部署との連携を図りながら研修内容を検討し、「地域住民と協働」ができる職員の育成を図る。	人事課					→
(4)	地域情報化推進事業	(ア)地域情報化計画の推進	平成20年3月に策定された八代市地域情報化計画の推進において、関係機関・団体等との検討会を開催するなど積極的な連携を図る。	情報推進課					→
(5)	市民意見の反映	(ア)パブリックコメント制度	「パブリックコメント制度」を確立することにより、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り計画等に反映させていく。	企画調整課		△			→
(6)	監査事業	(ア)監査報告のホームページの活用	市民との情報共有化を図る観点から、市ホームページに監査結果を公開し、情報提供に努める。	監査委員事務局					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
(7)	選挙啓発事業	(7)投票率の向上	選挙啓発推進団体である明るい選挙推進協議会の会員と一緒に、選挙日の1週間前に多くの人が集まる商店前等において、有権者へ啓発チラシ・物資の配布を行う。	選挙管理委員会事務局					→
			町内放送施設管理者である市政協力員等により、選挙日2日前から投票日まで、啓発放送をしてもらう。	選挙管理委員会事務局					→
			市政協力員により告示(公示)日前から啓発ポスターを町内掲示板に掲示してもらう。	選挙管理委員会事務局					→
(8)	選挙事務	(7)投票所における投票管理者、投票立会人としての職務遂行	市政協力員、地域婦人会会員等により、期日前投票所及び選挙日当日の投票所において、投票管理者、投票立会人としての管理執行事務にあたってもらう。	選挙管理委員会事務局					→
		(4)投票所における事務従事	一般公募により登録した投票事務補助員を、選挙日当日の投票所において受付事務にあたってもらう。	選挙管理委員会事務局					→
(9)	国際化推進事業	(7)国際理解講座の開催	市民主体の国際交流を推進するため、異文化交流の場としての国際理解講座を開催し、国際的な相互理解を図り、国際交流に関心の高い人材の育成に努める。	秘書課					→
		(4)市民主体の国際交流支援	市民や民間団体等が行う国際的な交流活動に対して、表敬訪問の対応やホストファミリーの紹介などの支援を行い、市民主体の国際交流を推進する。	秘書課					→
		(9)国際交流事業補助金制度	組織的かつ継続的に国際交流を行う民間団体で市内に活動拠点を有し、本市の国際交流の促進に寄与すると認められるものに対して補助金を交付し、市民主体の国際交流を推進する。	秘書課					→
(10)	北海市交流事業	(7)情報提供	友好都市北海市との交流への理解が広く得られるよう交流事業の状況を市民に周知し、市民参加から市民主体へと発展するよう支援する。	秘書課					→
2	行財政改革の推進								
(1)	行財政改革推進事業	(7)行財政改革の進捗状況の公表	行財政改革実施計画の進捗状況等について、広報紙やホームページ等により公表する。	行政改革課					→
(2)	民間委託等事業	(7)指定管理者制度の導入	多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る。	行政改革課 該当課					→
		(4)「民営化等推進事業(八代市版市場化テスト)」の導入	市が実施している業務を民間の視点や創意工夫を活用することにより、市役所業務の改善、民営化等を進め、より質の高い公共サービスと経費の節減を図る。	行政改革課					→

2、協働事業の推進

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)						
					H22	H23	H24	H25	H26		
1	誰もがいきいきと暮らすまち (1) 人権啓発事業	(ア)人権セミナーの開催	八代市人権問題啓発推進協議会において、協議会員である各種団体に運営等へ参画してもらい、人権同和問題に関するセミナーを住民を対象に企画し開催する。	人権政策課						→	
		(イ)人権子ども集会・フェスティバルinやつしろの開催	あらゆる人権問題を身近に考える機会として、地域住民・学校・団体に参画してもらい、ステージ発表・バザー・展示等を開催する。	人権政策課						→	
		(ウ)情報誌発行	専門委員の意見を聞いて、情報誌を作成、発行する。	人権政策課							→
		(エ)人権啓発センター等の整備	八代地域における人権文化の一層の広がりをめざし、人権教育・啓発の総合的・広域的な推進のための活動・交流の拠点施設として整備を行う。また、人権教育・啓発を推進する上で、生涯学習との連携は不可欠であり、施設は生涯学習センター等との複合化をめざす。	人権政策課	△						→
(2)	青少年健全育成事業	(ア)社会を明るくする運動の実施	企画、実施を八代地区保護司会と共催で中高生を対象に行事を開催する。	人権政策課						→	
		(イ)青少年指導員の活用	青少年指導員を対象に研修会等を開催し、情報提供を行い、青少年の非行防止や健全育成に地域で取り組んでもらうことを目的とする。	人権政策課						→	
(3)	人権教育事業	(ア)社会教育における人権教育の推進	機会をとらえ人権学習会等を実施し、人権意識の高揚を図り、人権のまちづくりを推進する。	生涯学習課						→	
(4)	男女共同参画推進事業	(ア)いっそDEフェスタの開催	男女共同参画社会づくりを推進するために開催している「いっそDEフェスタ」を市民団体に委託することにより、団体の自主的な企画・実施を導入し、広がりのあるイベントとする。	人権政策課	◎					→	
		(イ)情報誌発行	市民団体、公募による編集委員を委嘱して、情報誌を作成、発行する。	人権政策課	◎					→	
		(ウ)セミナー開催	企画、実施を市民団体、公募の市民に委託して、セミナーを開催する。	人権政策課	○					→	
(5)	市民活動啓発事業	(ア)NPO入門セミナーの開催	NPO活動やボランティア活動に関する概念的な知識を提供することで、NPO活動を始めるきっかけとしてもらうことを目的とする。	生活安全課						→	
		(イ)NPO設立チャレンジ講座の開催	具体的にNPOを設立する際に参考になる情報の提供やワークショップでの設立作業などを体験してもらい身近に活動を始めるきっかけとしてもらうことを目的とする。	生活安全課						→	

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
(6)	予防接種事業	(ア)予防接種の広報・勧奨を行い接種率を高める。	予防接種の手引きの配布、市報掲載、はがき勧奨、学校、保育園等を通じてのお知らせの配布等積極的に行っている。	健康増進課					→
(7)	健康づくり啓発事業	(ア)ふれあいフェスタの開催(社会福祉協議会との共催)	市民や健康づくり団体等の協議により健康フェスタを開催する。	健康増進課					→
(8)	やつしろ歯の祭典	(ア)歯科医師会との共催	歯の衛生週間の一環として、八代歯科医師会等関係団体と協力して、歯の健康づくりを推進する。	健康増進課					→
(9)	健康づくり推進協議会	(ア)地域健康づくりの推進、拡充及び活動への補助	地域健康づくり推進連絡協議会を開催し、地域と一体となった健康づくりを実施する。	健康増進課					→
(10)	栄養改善対策事業	(ア)ボランティア(ヘルスメイト)の育成と活動の拡大	食生活改善推進員を養成し、食生活改善による健康づくりを普及啓発する。	健康増進課					→
(11)	母子保健推進事業	(ア)各種母子保健事業を実施し、母子の健康増進を図る	広報や、家庭訪問等を通じて、確実な母子保健事業を提供するとともに、母子保健や子育て支援関係者とのネットワークを構築し、相談や指導が必要なケースを迅速に把握し、的確に対応する。	健康増進課					→
(12)	救急医療対策事業	(ア)救急医療に関し、市民の視点に立つて評価を行う。	八代保健所が主宰する八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会等を通じ市民が安心できる救急医療の実現を図る。	健康増進課					→
(13)	ファミリー・サポート・センター事業	(ア)会員の募集及び育児の援助活動の促進	ショッピングセンター2階に事務局を開設した同事業の運営を子育てサークルに委託し、子育て当事者の視点に立ったきめ細かい支援を実施する。	こども家庭課					→
			地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人とが会員となり、育児について助け合う同事業を促進する。	こども家庭課					→
(14)	児童虐待防止事業	(ア)要保護児童を取り巻く地域の関係機関等との連携	要保護児童対策地域協議会を核として、関係機関と連携、協力し要保護児童の早期発見、早期対応に努める。	こども家庭課					→
(15)	次世代育成支援推進事業	(ア)次世代育成支援行動計画の策定並びに計画の実行に対する評価及びその公表	少子化対策を目的とする同計画については、21年度までの前期計画は、評価委員会により検証した結果を毎年度ホームページ等に公表し、22年度からの後期計画は、一般の子育て支援関係者を含む策定委員会により21年度に策定する。	こども家庭課	◎				→
(16)	放課後児童健全育成事業	(ア)保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年児童への適切な遊び及び生活の場の提供	保護者会等民間団体へ事業の運営委託を行い、地域における子育て支援を推進する。	こども家庭課					→
(17)	ひとり親家庭等日常生活支援事業	(ア)一時的に日常生活に支障が生じた場合や生活に不安定な場合のひとり親家庭に対し家庭生活支援員を派遣	母子寡婦福祉連合会へ事業の運営委託を行い、ひとり親家庭の視点に立ったきめ細かい支援を実施する。	こども家庭課					→
(18)	つどいの広場事業(こどもプラザ分)	(ア)子育て親子が気軽に集い、相互に交流を図る常設の場の開設	ショッピングセンター2階に開設した同事業の運営を子育てサークルに委託し、子育て当事者の視点に立ったきめ細かい支援を実施する。	こども家庭課					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H22	H23	H24	H25	H26	
(19)	地域子育て支援センター事業	(ア)地域の子育て家庭に対する育児支援	育児講座や育児相談、一時保育、情報提供などを通して、子育てを支援する。	こども家庭課						→
(20)	私立保育所等保育委託事業	(ア)家庭での保育に欠ける児童の保育を、私立保育所に委託して実施	市は私立保育所等の設置者と、設置者は入所児童の保護者等と連携・協力しながら、よりよい保育の実施に取り組む。	こども家庭課						→
(21)	公立保育所運営事業	(ア)家低での保育に欠ける児童の保育を、公立保育所において実施	入所児童の保護者等と連携・協力しながら、よりよい保育の実施に取り組む。	こども家庭課						→
(22)	地域福祉計画の推進	(ア)地域福祉活動の推進 ・人材育成 ・組織、団体の支援	社会福祉協議会をはじめとする市民、福祉関連事業所、NPO、ボランティア団体など、地域福祉の活動主体と相互に連携を図りながら、一体的に地域福祉活動を推進する。	障がい福祉課						→
(23)	民生児童委員関係事業	(ア)民生委員活動経費等	民生委員・児童委員は地域の中で福祉に関する相談や支援を行う重要な役割を担う地域福祉の中心的人材であるため、民生委員の活動支援を通じて住民福祉の向上を図る。	障がい福祉課						→
(25)	障がい者社会参加促進事業	(ア)障がい者スポーツ大会開催	障がい者スポーツ大会の開催により、ボランティア団体、小学生や体育指導員等の協力を得て、スポーツを通じた障害者の社会参加促進に寄与すると共に、市民の障害に対する理解を深める場とする。	障がい福祉課						→
(26)	相談支援事業	(ア)自立支援協議会の設置	地域の障がい福祉に関する中核的な役割を果たす協議の場である協議会に、専門家だけでなく、障がい当事者やその家族に参加いただき、事業の評価・見直し等を進めていく。	障がい福祉課						→
		(イ)ピアサポートの実施	障がい当事者が他の障がい者の活動をサポートする形で、障がい者の地域交流や自己啓発等の社会参加を図る。							→
(27)	災害時要援護者避難支援計画	(ア)個別計画	災害時に支援が必要な要援護者について個別計画を策定する。	障がい福祉課	◎					→
(28)	介護保険事業計画策定経	(ア)広報紙、ホームページの活用及びアンケート実施	平成24年～26年を事業運営期間とする第5期介護保険事業計画等を策定するにあたり幅広く利用者等の意見を反映させるためアンケート等を実施するとともに住民代表が参画している介護保険事業計画等策定審議会を平成23年度に5回程度開催する。	高齢者支援課						→
(29)	介護予防事業	(ア)ボランティア(筋バル会)の育成と活動の拡大	住民(ボランティア)と行政が一緒になって、高齢者筋力アップ体操を普及することにより、高齢者の健康増進と寝たきりの予防を図る。	高齢者支援課						→
(30)	国民健康保険運営協議会	(ア)国保運営協議会を設置し、重要事項について様々な立場での意見を求め協議を行う	国保運営協議会の委員の内、被保険者を代表する委員2人の公募を行い被保険者の視点に立った意見評価をいただきながら、国保運営に関する重要事項を協議していく。	国保年金課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
2	郷土を拓く人を育むまち								
(1)	教科指導及び教材充実事業	(ア)総合的な学習の時間をはじめ、特色ある学校づくりを推進	各学校で行う総合的な学習の時間において、地域住民の中から講師を招聘し、環境問題や福祉問題等について講話をしてもらったり、自然体験・農作業体験の講師をしてもらっている。地域と学校をつなぐことを推進している。	学校教育課					
(2)	学校評議員事業	(ア)保護者や地域住民などの教育に関して理解や識見をもつ方の中から校長が推薦し、教育委員会が委嘱し、校長の求めに応じ、校長が行う学校運営に関し、意見を述べる	保護者や地域住民の意見や意向を聞いて、教育方針や計画などの決定・実施に生かし、地域に期待される特色ある学校づくりを進めていく。	学校教育課					
(3)	通学路等安全対策事業	(ア)学校安全ボランティアの組織化の推進	各小学校区において、PTA、老人会などの協力を得ながら安全ボランティアの組織化を推進し、登下校の見守り活動の充実を図る。	健康教育課					
		(イ)安心・安全な学校・地域づくり推進フォーラムの開催	教職員、PTA、安全ボランティア等に参加呼びかけ、幼児児童生徒の安全確保の在り方について協議し、安心・安全な学校・地域づくりを推進する。	健康教育課					
(4)	教育研究校推進事業	(ア)子どもの体力向上に係る実践活動	子どもの体力の現状や生活習慣の実態を把握し、学校、家庭、地域が連携し、子どもの体力向上を目指して様々な活動を実践する。	健康教育課					
		(イ)食育に関する体験活動	地元生産者やJA等と連携し、土作り、栽培、収穫から調理等を体験し、食に対する喜びや感謝の念を持たせる取組を推進する。	健康教育課					
(5)	不登校児童生徒の適応指導事業	(ア)不登校児童生徒に対する専門的な適応指導の実施	専任の指導員を配置し、地域団体の協力を得ながら、専門的な教育相談、適応指導や自然、体験的活動を実施し、学校、社会への適応力、自立心を養成する。	健康教育課					
(6)	青少年体験活動	(ア)二見自然の森、さかもと青少年センター等において野外体験、宿泊体験等を実施	各施設において地域団体の協力を得て、地域の特性を活かした青少年の自然体験活動を実施する。	生涯学習課					
(7)	放課後子ども教室	(ア)住民等の協力を得て学習活動、文化活動、集団遊び等を実施	小学校の空き教室等を利用して、地域住民の協力を得ながら推進する。	生涯学習課					
(8)	公民館活動事業	(ア)公民館講座、地域交流事業、自治公民館支援事業、総合社会推進事業	地域の学習拠点としての機能を発揮し、学校、家庭及び地域社会と連携して、地域に密着した活動を推進する。	生涯学習課					
(9)	生涯学習推進事業	(ア)家庭教育学級、婦人学級、高齢者教室等生涯各期における学習支援	ニーズに応じた講座を企画立案し、多様な学習機会の提供に努める。	生涯学習課					

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H22	H23	H24	H25	H26	
(10)	地域スポーツ振興事業	(7)総合型地域スポーツクラブの設立	地域スポーツ活動を推進するために、地域住民主体の総合型地域スポーツクラブを育成し、その運営を支援する。	スポーツ振興課						→
(11)	生涯スポーツ活動推進事業	(7)市民体育祭の開催	各競技種目を各校区対抗による競い合う中央大会、各校区における地域住民が参加する校区民体育祭、ニュースポーツの普及を目的としたニュースポーツ大会を開催し、スポーツの必要性の啓発を図る。	スポーツ振興課						→
(12)	スポーツ施設管理運営事業	(7)多様化する利用者のニーズに対応	スポーツ施設利用者と意見交換を行い、事業の見直しを行っている。	スポーツ振興課						→
(13)	スポーツ施設予約案内システム運営事業	(7)施設利用予約の利便性の向上	スポーツ施設利用者と意見交換を行い、事業の見直しを行っている。 インターネット上で施設の利用予約が出来るようにする。	スポーツ振興課						→
				スポーツ振興課	○					→
(14)	八代市文化振興計画の推進	各文化施策の進行管理	民間人で構成する「文化振興推進委員会」を設置し、各施策の効果や、市民活動の情報収集と行政との協働の検討など、事業の進行管理を行う。	文化課						→
(15)	文化団体助成金	(7)文化団体の活動支援	本市の文化の振興のために、文化団体の助成、大会の開催や参加への補助を行い、文化活動の支援を図る。	文化課						→
(16)	文化財保護委員会費	(7)適切な文化財保護の推進	八代市文化財保護委員会設置条例に基づき、文化財の指定や保護について文化財保護委員会に年2回程度の諮問を行う。	文化課						→
(17)	指定文化財保存管理事業	(7)各種文化財の保存・活用	指定文化財の管理委託や修理等への補助を行うことにより、文化財を末永く守り伝えていこうという市民の意識を啓発する。	文化課						→
(18)	伝統文化財保存事業	(7)伝統文化財の保存・継承	「妙見宮祭礼神幸行列」及び「妙見宮神幸行列関係資料」を保護し、さらに文化財としての価値を高め後世に継承する。	文化課						→
(19)	文化行事の開催	(7)各種文化の振興	各種文化行事を開催することにより、各文化団体の育成、市民の文化に対する意識の高揚を図る。また、子供達に伝統文化を学ぶ機会を与えることで、次の世代への継承が期待できる。	文化課						→
(20)	文化財保護啓発事業	(7)市民の文化財保護への意識啓発	本市の歴史、文化財の特色を市民に周知し、文化財保護への理解と協力を得るため、講座、史跡めぐり、標識設置等の諸施策を行う。	文化課						→
(21)	文化財建造物調査事業	(7)市民の文化財への関心を高める	国登録文化財候補の建造物選定を進めることで、文化財の価値を高め、市民の文化財への関心を高めることを目指す。	文化課						→
(22)	特別展覧会事業	(7)歴史や美術に関するすぐれた資料・作品の展示公開ならびに講演会活動	博物館の外郭団体である八代市立博物館友の会の会報に詳しい作品解説や利用案内を掲載するなどしながら、友の会員(市民)と協働しつつ、幅広い広報活動に努める。	博物館						→
(23)	図書館活動運営事業	(7)布絵本の製作と読み聞かせ機会の確保	ハッピーブック事業実施や定例のおはなし会、布絵本製作においてボランティアと協働しつつ、読書活動の推進と事業の周知を図る。	図書館						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)						
					H22	H23	H24	H25	H26		
3	安全で快適に暮らせるまち	(1) 都市計画推進事業	(ア)都市計画審議会	都市計画審議会に市民の委員(3名)を選任し運営している。	都市計画課						
			(2) 市営住宅ストック総合改善事業	(ア)住民への周知、説明	工事内容、その影響等について周知又は事前説明を行い、入居者及び地域住民の意見・要望を踏まえ、住宅ストックの改善を進める。	建築住宅課					
			(3) 中心市街地共同住宅供給事業	(ア)関係団体との連携、協働	民間事業計画に中心市街地活性化協議会の意見・要望を反映しながら事業化を図り、事業実施に向けて支援してもらう。	建築住宅課	○	◎			
(4)	道路整備事業 橋梁整備事業 都市下水路整備事業 河川改修事業	(ア)公共工事への理解と協力	事業にあたっては、工事説明会などを通じ地元とよく話し合いを行い、工事に対する理解と協力を求める。	土木建設課							
(5)	土地区画整理審議会の開催	(ア)大村橋周辺土地区画整理事業	土地区画整理事業は土地区画整理法の規定にのっとり業務を行っている。したがって場合によっては、地権者の意見が反映されにくいこともある。土地区画整理事業では地権者の中から審議員を選出することとなっている。これは施行者である八代市が特定の行為を行う場合、地権者の代表である審議員に事前に諮問をすることになっているためである。ここで審議員から出る意見は市民の目線、立場に立ったものであり、施行者として、十分に話を聞く必要がある。	区画整理課	○	◎					
		(イ)八千把地区土地区画整理事業		区画整理課							
(6)	下水道施設整備事業	下水道工事への理解と協力	工事にあたっては地元説明会などを通して、事業の大切さを住民の方へ十分に説明を行い、工事期間中の住民への様々な影響に対して、理解と協力を求めていく。	下水環境課							
(7)	交通安全啓発事業	(ア)交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚	イベントや街頭における交通安全推進事業を老人会や交通安全母の会等と連携して進める。	生活安全課							
(8)	防犯団体支援事業	(ア)地域防犯団体による安心・安全な街づくりの推進	地域防犯団体への支援として、防犯ベストや帽子を作成して配布する。情報提供や連絡調整を行う。	生活安全課							
(9)	防災意識の高揚及び防災力の充実	(ア)住民参加型防災訓練の実施 総合防災訓練への参加	住民参加型防災訓練及び総合防災(国民保護)訓練に、自主防災組織、消防団、地域住民に参加してもらい、防災意識の高揚及び防災力の充実に努める。	防災危機管理課							
		(イ)自主防災組織の結成促進 自主防災会連絡協議会の運営	地域防災(国民保護)に関する出前講座を開催し、災害時における自助、共助の重要性を認識してもらい、結成促進を図る。また、自主防災会連絡協議会を開催し、研修会や情報交換により災害への対応能力の向上に努める。	防災危機管理課							
		(ウ)災害時要援護者の避難支援	高齢者や障害者などの災害時における避難支援を、市政協力員、民生委員、自主防災組織及び消防団などによって、迅速に実施できる体制作りを行う。	防災危機管理課							

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H22	H23	H24	H25	H26	
(10)	防災対策事業	(ア)災害時の応急活動	災害時における応急給水・管路復旧等については、管工事業協同組合(水道関係団体)と結んでいる協定に基づき、応急活動を円滑に遂行する。	水道局						→
4	豊かさにと ぎわいのあ るまち									
(1)	担い手育成事業	(ア)地域農業の担い手を育成	地域担い手育成関連のソフト事業及びハード事業の実施にあたっては、地元農業者と協議を行いながら進める。	農業振興課						→
(2)	中山間地域振興事業	(ア)中山間地が有する国土保全や保健休養等の多面的機能を維持する	中山間地域農業者主体による耕作放棄の防止や水路・農道等の適正な管理、都市住民との交流等の自主的活動の推進を促す。	農業振興課						→
(3)	農業基盤整備事業	(ア)農道、用排水路等の農業施設整備の促進	農業生産の基盤となる農道、用排水路等の整備について、計画段階から農家及び地域住民への説明会を通じ、広く意見を聴取し事業への反映に取り組んでいる。	農地整備課						→
(4)	農地・水・環境 保全向上対策事 業	(ア)地域ぐるみで行う共同活動に対する助言、指導(履行確認等)や事業費の間接的支援	地域の活動組織との連携を深め、迅速かつ的確な指導・助言ができるような体制づくりを進める。 (個人接続のインターネットの活用等)	農地整備課	→					
(5)	農業施設維持管 理事業	(ア)排水路等の農業用施設の維持管理等の取り組みについての支援。(樋門及び排水ポンプ維持管理費、浮草防除等協議会への助成等)	住民自治組織へ移管できる地域については、自治組織の成立を待って移管し、その他は地元の意見を聞くなどして、地域に応じた支援を推進する。	農地整備課						→
(6)	湛水防除事業	(ア)市管理の排水機場の維持管理	連絡網等を充実させ、運転委託先の土地改良区及び運転手との連携を強化し、緊急稼働施設としての更なる信頼性の向上を図る。	農地整備課						→
(7)	港及び漁港の整備 (漁村再生交付金事業・港整備 交付金事業)	(ア)航路及び泊地の整備	浚渫を行い、船舶の航行及び水深の確保による汐待ち時間の解消により新鮮な海産物の出荷が可能となる。	水産林務課	○	→				
(8)	漁港整備	(ア)漁港整備及び泊地の整備	二見漁港整備を行い、就労時間及び安全で利用しやすい漁港環境の改善を図る。	水産林務課						→
(9)	栽培漁業振興事 業	(ア)クルマエビ、ヒラメ、アサリ、アユ等放流及び海苔養殖の振興	栽培漁業の振興を図るうえで各稚魚、稚貝等の放流を実施し、漁獲量を確保する。また、海苔養殖の振興を図り、安定的な生産を目指す。	水産林務課						→
(10)	船溜り整備事業	(ア)港港及び船溜りの施設整備	市管理漁港及び管内の船溜りの施設等の整備を図り、漁業者の就労環境の整備を行なう。	水産林務課						→
(11)	林道整備事業	(ア)市民参加型の整備	林道計画時に地権者・利用者・地域住民に対して期成会や説明会を通して広く意見を聴取し、事業促進に反映させる。	水産林務課						→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
(12)	特定鳥獣適正管理事業	(ア)シカによる農林産物の被害防止の為有害鳥獣捕獲隊へ依頼	県の重点施策事業となっており、平成18年度熊本県シカモニタリング調査結果によると、八代地域(除く氷川町)のシカの推定生息数は、12,653頭で、県全体45,733頭の28%を占める。推定生息密度(推定生息数/林野面積)は、県内で八代地域が最も高く30.7頭/km ² (県全体は、14.8頭)である。目標密度を2~5頭/km ² としており平成19年度から、の3ヶ年間は、13,000頭を目標に行う。八代市も、捕獲隊の協力を求める。	水産林務課					→
(13)	八代くま川祭り事業	(ア)八代くま川祭り振興会の活用	八代くま川祭りの開催に関し、内容を協議する八代くま川祭り実行委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務める。	商政観光課					→
(14)	全国花火競技大会事業	(ア)やつしろ全国花火競技大会実行委員会の活用	やつしろ全国花火競技大会の開催に関し、内容を協議するやつしろ全国花火競技大会実行委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務める。	商政観光課					→
(15)	坂本ふるさとまつり事業	(ア)坂本ふるさとまつりの活用	内容を協議する坂本ふるさとまつり運営委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務めるとともに、当日8地区の各テントで、自ら作ったばたもち等の販売を行う。	坂本支所産業振興課					→
(16)	せんちょうい草の里まつり事業	(ア)せんちょうい草の里まつり実行委員会の活用	せんちょうい草の里まつり開催に関し、内容を協議するせんちょうい草の里まつり実行委員会に市民(各種団体・機関の代表者)が参画し、イベント等の具体的な内容、実施方法、アイデアや意見の反映に努めている。	千丁支所産業振興課					→
(17)	ふる郷愛鏡祭事業	(ア)ふる郷愛鏡祭実行委員会の活用	ふる郷愛鏡祭を委託している「ふる郷愛鏡祭実行委員会」を地元住民を中心として企画運営してもらう。内容は住民参加型で町おこしや地元特産品を紹介する。	鏡支所産業振興課					→
(18)	東陽しょうが祭り事業	(ア)東陽しょうが祭り運営委員会の活用	東陽しょうが祭りの開催に関し、内容を協議する東陽しょうが祭り運営委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務める。	東陽支所産業振興課					→
(19)	泉町特産品まつり	(ア)泉町特産品まつり実行委員会の活用	内容等を協議する泉町特産品まつり実行委員会に市民が参画し、具体的なアイデアや意見の反映に務める。	泉支所産業振興課					→
(20)	中心市街地活性化対策事業	(ア)八代市中心市街地活性化協議会の活用	八代市中心市街地活性化基本計画の各種事業の推進のために、市民等が参加している八代市中心市街地活性化協議会が事業内容を検討し、具体的な意見等を提言する。	商政観光課	→				
(21)	雇用促進対策事業	(ア)合同面接会の開催	関係機関・関係団体と連携し、多くの企業の参加を呼びかけることより、求職者の雇用促進を図る。	企業港湾課					→
(22)	勤労福祉会館管理運営事業	(ア)勤労者の福祉施設の管理運営	入居者のゴミについては持ち帰りをお願いし、利用者についても館内美化に協力してもらっている。	企業港湾課					→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
(23)	工業振興補助助成事業	(ア)こども科学フェアの開催	より多くの子ども達等に参加してもらうため、出展団体と内容等を協議し、事業を展開していく。	企業港湾課					→
		(イ)中小企業の技術者研修に対する助成を行う	中小企業の振興を図るため、研究開発等を行う企業に対して、研修に係る経費の一部を助成する。	企業港湾課					→
		(ロ)八代高等職業訓練校に対する助成を行う	関係機関・関係団体と連携し、計画的な職業訓練を行うことにより、再就職等に繋げる。(21年8月開催)	企業港湾課					→
		(ハ)八代市内の失業者の就業資格取得に対する助成を行う	雇用促進を図るために失業者の職業能力の向上を図ることにより、再就職等に繋げる	企業港湾課					→
		(ニ)八代市工業振興協議会への助成を行う	各種事業の受講者に対するアンケート等の結果を翌年度の事業に反映させるよう努めている。	企業港湾課					→
		(ホ)新設や増設を行う企業に対して助成を行う	関係課との連携による企業情報の収集及び企業訪問を行うことなどにより、事業を展開していく。	企業港湾課					→
		(ヘ)産学連携事業を行う企業に助成を行う	関係課、関係機関との連携による企業情報の収集及び企業訪問等により、事業を展開していく。	企業港湾課					→
(24)	サンライフ八代管理運営事業	(ア)事業の充実、施設の適正な管理運営を行う	利用者の要望を踏まえ、講座以外の事業(施設見学、市の事業への参加)を実施している。	企業港湾課					→
(25)	八代港ポートセールス事業	(ア)荷主企業及び商社訪問	八代港の振興策として、利用促進、貿易振興に係る事業の推進により積極的なポートセールス活動を展開する。	企業港湾課					→
(26)	八代港振興事業	(ア)国・県などの関係団体と連携	八代港港湾計画の早期実現に向けた取組みを進める。	企業港湾課					→
(27)	みなと八代フェスティバル事業	(ア)フェスティバルの開催	八代港の周知及び海や港に親しみをもってもらうとともに港湾整備に対する理解を深めることを目的に海事官公庁や港湾関係団体等と一体でイベントを開催する。	企業港湾課					→
5	(1) 人と自然が調和するまち	(ア)子どもエコクラブ事業の推進、次世代を担う子供たちを対象とした環境学習の機会の提供	子どもエコクラブ事業として、年間7回程度フィールド型のイベントを開催し、子供達への環境学習を推進する。	環境課					→
			(イ)環境ゼミナール事業の推進、地球環境を含めた環境全般に関する出前講座	各種市民団体や市内小中学校、婦人会などの要請に応じて、職員が直接出向き、環境問題に関する現状や課題などについて講義を行う。	環境課				
(2)	環境美化活動推進事業	(ア)「きれいなまちづくり協定」締結の推進及び団体活動支援	協定締結団体に対し、清掃用具の貸与等を行い、地域住民による美化活動を支援。	環境課					→
(3)	環境基本計画等推進事業	(ア)(仮称)環境パートナーシップ会議との連携	市民・市民団体、事業者、市など多様な主体が参画・交流する場を設け、一体となって市環境基本計画の着実な推進を図る。	環境課	◎				→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
(4)	ごみ減量化対策事業	(ア)生ごみ堆肥化容器等の購入費用の一部助成	生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機を購入する市民に購入費用の一部(1/2で上限あり)を助成し、家庭から出る生ごみの減量及びリサイクルを推進する。	廃棄物対策課					→
		(イ)一般廃棄物を多量に排出する事業所のごみ減量化推進	多量に事業系一般廃棄物を排出する事業所を指定し、廃棄物の処理計画と実績の報告を義務付け、必要な指導を行うことで、減量化を推進する。	廃棄物対策課					→
		(ウ)段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化の普及促進	段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化を普及させるための講習会などを実施することで、市民活動型のごみの減量化を推進する。	廃棄物対策課					→
		(エ)マイバッグキャンペーンの実施	毎年10月を「マイバッグ集中キャンペーン月間」と位置付け、レジ袋削減やマイバッグ普及の啓発活動を市民と販売事業者に対して行う。	廃棄物対策課					→
		(オ)リサイクル推進協力店の認定	資源物の回収拠点となることやレジ袋の削減など、ごみの減量化に積極的に取組む小売店をリサイクル推進協力店に認定し、広報することで、市民によるリサイクルやごみの減量化を推進する。	廃棄物対策課	◎	→			→
(5)	廃棄物処理対策事業	(ア)市民からの不法投棄等の情報収集	日常生活の中で、発見した不法投棄・野焼き等を市に通報するボランティア監視員を公募・登録し、監視活動の強化と不法投棄等の抑止強化を図ると共に、市民の意識向上を図る。	廃棄物対策課					→
(6)	敷川内環境整備事業	(ア)敷川内環境保全用地の除草業務	市が管理している敷川内環境保全用地(不法投棄現場)の除草作業を地元町内会に委託することにより、地域と協働で周辺環境の保全を図る。	廃棄物対策課					→
(7)	分別収集事業	(ア)分別品目の統一・拡大を図る	資源の日の排出品目に不均衡が生じているため、全市域において統一した分別収集を実施するとともに、プラスチック製の製品などを新たに分別品目に加えることで、住民サービスの公平性の確保と燃えるごみの減量化とリサイクルの推進を図る。	清掃センター	○	◎	→		→
		(イ)分別指導員講習会の実施	分別指導マニュアルを作成するとともに、資源の日の分別指導員を対象とした講習会を実施し、指導員全員が同じ認識の下に市民に分別指導ができるよう、知識と意識の向上を図る。	清掃センター	○	◎	→		→
(8)	ごみ収集管理事業	(ア)ごみ出し及び分別ルールの啓発	市民向けのごみ出しルールブックを作成、全世帯に配布し、燃えるごみの出し方、分別のルールの周知徹底を図り、燃えるごみの減量化とリサイクルの推進を図る。 また、市政協力員等(町内役員)の勉強会を開催し、住民意識と整合性を持った町内会運営が行なわれるよう知識と意識の向上を図る。	清掃センター	○	◎	→		→
(9)	資源物集積所巡回指導事業	(ア)市職員による資源物集積所巡回指導の実施	市職員全員を対象とした、燃えるごみの減量及びリサイクルに関する講習会を実施し、その後、市職員が居住する校区・町内会等での巡回指導を実施することで、市職員、町内会、住民が一丸となった、燃えるごみの減量とリサイクルの推進の意識高揚を図る。	清掃センター	○	◎	→		→

3、役割の明確化

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	パートナーシップ協定の制定	(ア)役割分担・責任所在の明確化	業務委託契約を結ぶだけでなく、社会的拘束力を持つ、協定を住民と行政が結び、対等の関係を築いていくよう制度化を図る。	地域振興課	△	○			
		(イ)アドプトプログラムの制度化	施設管理におけるアドプト(里親)制度の導入を検討する。	行政改革課	△				
2	自治基本条例の制定に向けた取り組み	(ア)機運を高める	条例制定の必要性・有効性について、啓発を行い、住民の機運を高める。	企画調整課 地域振興課	○				
		(イ)市民参加型の整備	多くの住民に参画してもらい、条例制定を目指す。	企画調整課 地域振興課		△			

※アドプト制度とは
市民や団体などを「里親」、市の公共施設等を「養子」と捉え、「里親」が公共施設等を利活用し、地域に良好な環境を作り出すこと。

4、情報の共有

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	地域情報・行政情報の提供	(ア)情報公開と透明性の確保	地域のまちづくりに関する情報を積極的に公開する。	該当課					
		(イ)ポータルサイト「ごろっと やちろ」の充実	住民と行政の双方向の情報交換ができるようポータルサイト「ごろっと やちろ」の提供を行い、コンテンツ等を充実させる。	情報推進課 広報広聴課					
		(イ)出前講座の充実	市が行う事業や施策に関して積極的に出向いて説明を行うことで、市民の市政に対する理解と関心をより深めるとともに、広く市民の意見を伺う機会とする。	広報広聴課					

5、啓発の推進

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	広報活動の充実	(ア)広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ、FMやつしろの活用	広報紙・ケーブルテレビ・ホームページFMやつしろを通じて、市政や生活にかかる大切な情報を広く提供し、市民参画の向上に努める。	広報広聴課 該当課					
2	広聴活動の充実	(ア)市民トークや市長への手紙等の活用	手紙・メールの受付や市民との対話交流など、引き続き広聴活動の充実に取り組んでいく。	広報広聴課					
3	住民意識の高揚	(ア)自治意識と相互扶助の啓発	まちづくりへの意識を高めてもらうよう、各種媒体を活用したり、啓発パンフレットを作成し、自治意識の向上を図る。	地域振興課 該当課	◎				
		(イ)伝統文化の継承発展と世代間交流	地域の伝統・文化を子どもたちに継承していくことができるよう子ども達と積極的な交流を図る。	該当課					

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
4	自治会との連携協力	(ア)自治会活動との連携	住民の身近な組織である自治会は、地域の親睦と交流を通じて連帯感を深めており、市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進する重要な組織である。自治会と連携協力してまちづくりが活発となるよう役割分担について啓発していく。	地域振興課 生活安全課 支所総務課	○				→
		(イ)自治会長の負担軽減	集中している自治会長の業務を地域住民みんなで取り組んでいくようにする。	生活安全課 地域振興課	△	○			→
		(ウ)自治会加入促進	自治会の活動に関心を持たない世帯が増えており、地域の身近な課題解決を地域住民みんなで図っていくため、未加入世帯への啓発を図る。	生活安全課 支所総務課	△	○			→

6、組織の確立

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	コミュニティ領域の設定	(ア)組織調整	広報紙、ケーブルテレビ等を積極的に活用するとともに、住民説明会を実施し、組織化を図る。	地域振興課 支所総務課	◎				→
		(イ)設立準備委員会の設置	組織設立前に十分検討ができるよう設立準備委員会を設置し、地域資源の整理やニーズの把握、組織構成等について時間をかけながら組織化を図る。	地域振興課 支所総務課	○				→
		(ウ)地域協議会の設置	組織化には、モデル地域を指定し、実績を踏まえて他地域へ推進する。設立にあたっては、自分たちの地域を将来どのようにしていきたいのか、どういった事業を推進していくべきか、それに充てる財源はどうするのかを考える場を設けるため、まずは設立準備委員会を設け、組織化を進める。	地域振興課 支所総務課	△	○			→
2	人材の発掘・養成	(ア)まちづくり人材の育成、養成	地域のまちづくりに関して、出前講座の充実や先進団体の紹介パンフレット等を作成し、啓発活動を行いながら、地域のリーダーを育てる。	該当課					→
		(イ)協働に関する研修会等の実施	各課の研修会において、市民協働の必要性を伝えていく。	該当課					→
3	関係機関との連携	(ア)既存組織の有効活用	地域に存在する公益活動団体を新たな住民自治組織の構成団体として有効活用し、組織力を高めていくようにする。	該当課	○				→
		(イ)企業・各種団体との連携強化	当該地域で活動している企業や各種団体と連携できるよう啓発活動を行う。	地域振興課 支所総務課	△	○			→
		(ウ)学校との連携強化	子どもの安全・安心を図るため、学校やPTAとの連携を図る。	地域振興課 支所総務課 生涯学習課	△	○			→

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H22	H23	H24	H25	H26	
4	行政組織の 確立	(7)専門部署の設置	コミュニティに関する行政窓口を一本化し、各課との連絡調整や各種情報提供等、効果効率的なまちづくりを推進する。 また、支所・出張所等との連携強化を図る。	人事課 行政改革課	△	△	○	→		
		(イ)担当職員の配置	地域の総合的なまちづくりを支援する担当コーディネーターを地域に配置する。コーディネーターは地域のコミュニティに関わっている支所、出張所、公民館の職員の業務体系の見直しを図る。	人事課 行政改革課 地域振興課 生活安全課 生涯学習課	△	△	○	→		
		(ロ)出先機関職員の業務内容の見直し	地域のコミュニティに関わっている、支所・出張所・公民館の職員の業務内容のあり方を検証し、必要性・有効性・効率性等を考慮し、地域でできるものは地域に委ね、役割を明確にしていく。	地域振興課 支所総務課 生活安全課 生涯学習課	△	△	○	→		
		(ハ)職員の意識改革	市民参画、市民協働に関して、職員研修会を実施する。 また、職員も地域住民の一員として、率先して地域のまちづくりに参加し、住民と一緒に汗を流すなどして、住民との信頼関係を築いていく。	人事課 地域振興課					→	
		(ニ)組織づくり及び協働に関する推進体制の機能充実	全庁的に取り組む必要があるため、住民自治推進庁内推進検討会議を設置する。	地域振興課					→	
		(ホ)地域内分権の推進	地域の独自性が最大限発揮できるよう地域内分権を推進し、地域で決めた事柄は地域が責任を持ち、住民に身近なところで課題解決ができるような仕組みを構築するようとする。	地域振興課	△	○	→			
5	市政協力員との関係	(7)市政協力員との連携強化	住民自治組織の設置に向け、市政協力員の理解・協力を得ながら推進していく。	生活安全課 地域振興課					→	

7、施設の運営

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)						
					H22	H23	H24	H25	H26		
1	活動拠点施設の機能充実	(ア)活動拠点施設の位置づけ	地域協議会の総合的なまちづくりを行うため、公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置づける。	地域振興課 生涯学習課 生活安全課 農業振興課	△	○				→	
		(イ)民間活力の導入	公民館等施設を地域住民が主体となって、管理運営・企画等まで行えるよう構築し、自己決定・自己責任によるまちづくりを進める。 ※以下、考えられる地域の拠点施設	行政改革課 該当課	△	△	△	○		→	
			(1)代陽公民館	生涯学習課							
			(2)八千把公民館	生涯学習課							
			(3)高田公民館	生涯学習課							
			(4)太田郷公民館	生涯学習課							
			(5)松高公民館	生涯学習課							
			(6)宮地公民館	生涯学習課							
			(7)金剛公民館	生涯学習課							
			(8)郡築公民館	生涯学習課							
			(9)二見公民館	生涯学習課							
			(10)八代公民館	生涯学習課							
			(11)植柳公民館	生涯学習課							
			(12)麦島公民館	生涯学習課							
			(13)南部市民センター	生涯学習課							
			(14)農村婦人の家	農業振興課							
			(15)竜峯農業研修所	農業振興課							
			(16)坂本公民館	生涯学習課							
			(17)千丁公民館	生涯学習課							
			(18)農村環境改善センター	農業振興課							
			(19)東陽公民館	生涯学習課							
			(20)泉農村研修センター	泉支所 産業振興課							
	(21)権原福祉センター	泉支所 健康福祉課									
	(ウ)公民館等施設の改修	公民館等施設は、災害時において避難所となることから、耐震診断を実施する。その結果を受け、緊急性・必要性を見極めながら改修を図る。	地域振興課 生涯学習課 生活安全課	○					→		

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
2	拠点施設活動内容	(ア)生涯学習の推進展開	「いつでも、どこでも、だれでも学べる」学習環境づくりを目指す。	生涯学習課					→
		(イ)地域情報の発信	拠点施設での活動内容を広く地域住民に啓発するため、コミュニティ新聞等の発行を推進する。	地域振興課	△	○			→
		(ウ)公益サービスの提供	窓口サービスの充実及び行政情報の提供	市民課 生活安全課 行政改革課					→
		(エ)自主事業の展開	コミュニティ活動（公民館活動）を地域住民が主体となって企画・運営を行う。	地域振興課 生涯学習課			△	○	→

8、自主運営の促進

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	住民主体のまちづくり強化	(ア)組織運営のための規約・規定の整備	地域住民が参加しやすく、活動がより活性化するような組織の構築に努め、規約・規定の整備を図り、効果・効率的な事業活動が行えるようにする。	地域振興課	△	○			→
2	まちづくり計画（地域別計画）の策定	(ア)住民による計画づくり	当該地域のまちづくりについて、住民が主体となって、計画策定を行う。	地域振興課			△		→
		(イ)目標設定による進行管理	まちづくり計画策定後、当該計画に沿って地域活動を実施する。	地域振興課			△		→
3	市民活動保険制度	(ア)公益活動に対する保険制度の検討	公益活動中の万一の事故に備えるため、保険制度を創設を検討し、安心して公益活動に参加できる環境づくりを行う。	地域振興課	△				→
4	コミュニティビジネスの促進	(ア)啓発活動	地域活動をビジネスとして考える機会をつくり出すため、各種啓発活動を行う。	企画調整課					→
		(イ)地域ニーズの掘り起こし	当該地域に埋もれている資源等をまちづくりとして活用できるかを住民が主体となって考えることができるよう地域協議会へ情報提供を行う。	企画調整課 地域振興課	△	○			→

※コミュニティビジネスとは

地域コミュニティで眠っていた「労働力・原材料・ノウハウ・技術等」の資源を生かし、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていく、コミュニティに元気づくりを目的とした事業活動をいう。

9、権限、財源の移譲

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)					
					H22	H23	H24	H25	H26	
1	住民自治活動支援制度 (補助金一本化)	(ア)補助制度の見直し	地域の活動運営費として、これまで個別に支出している補助金を見直し、可能な限り一本化し、地域住民の自己決定・自己責任での補助活用が行えるよう制度化を図る。	該当課	△	○			→	
			(1)資源回収集積所管理事業	清掃センター						
			(2)敬老会事業	高齢者支援課						
			(3)八代市地域健康づくり推進事業	健康増進課						
			(4)八代市体育協会運営補助	スポーツ振興課						
			(5)校区民体育祭委託事業	スポーツ振興課						
			(6)地域ゲートボール場整備補助	スポーツ振興課						
			(7)坂本地域振興会事業運営委託	生涯学習課						
			(8)校区総合社会教育推進協議会事業委託	生涯学習課						
			(9)地域交流事業委託	生涯学習課						
			(10)自治公民館支援事業補助金	生涯学習課						
(イ)配分や運用ルールづくり	人口・面積規模、さらには地域特性をを十分考慮し、住民にわかりやすい、利用しやすい補助制度を確立する。(要綱の制定)	地域振興課	○					→		
2	組織設立時における支援制度	(ア)住民自治組織運営補助金	新たな住民自治組織をスムーズに運営していくには、時間もかかり経費も必要となることから、一定期間組織を運営するために必要となる経費の一部を助成する。	地域振興課	△	○			→	
3	協働委託の促進(委託業務)	(ア)受け入れ体制の強化	公益業務が地域で行えるよう、組織力の強化を行うとともに、NPO・ボランティア団体等にも公益業務を受けることができるよう啓発を行う。	地域振興課	△	○			→	
			(イ)協働事業のメニューづくり	これまでの業務委託と委託可能な業務内容の把握を行い、住民と行政の協働事業として、メニュー化を図る。	該当課	△	○			→
			(1)八代市生活館管理委託	坂本支所 産業振興課						
			(2)坂本地区林道除草作業業務委託	坂本支所 産業振興課						
			(3)坂本地区市道草刈業務等委託	坂本支所 建設課						
			(4)坂本地区市管理河川清掃業務委託	坂本支所 建設課						
			(5)坂本グリーンパーク、百済来川遊水公園トイレ清掃委託	坂本支所 建設課						
			(6)千丁地区2級河川護岸雑草処理業務委託	千丁支所 建設課						
			(7)鏡さわやか農園管理業務委託	鏡支所 産業振興課						
			(8)鏡地区農村公園管理委託	鏡支所 産業振興課						
			(9)鏡地区農業用排水維持管理委託	鏡支所 産業振興課						
(10)鏡地区都市公園管理委託	鏡支所 建設課									

番号	施策 (なにを)	推進項目 (どのような)	実施内容 (どうやって)	所管課	実施スケジュール (いつまで)				
					H22	H23	H24	H25	H26
			(11)鏡地区2級河川護岸雑草処理業務委託	鏡支所建設課					
			(12)東陽地区農村公園管理委託	東陽支所産業振興課					
			(13)東陽地区市道除草・清掃作業委託	東陽支所建設課					
			(14)東陽地区2級河川護岸雑草処理業務委託	東陽支所建設課					
			(15)東陽地区栗林調整池等除草作業委託	東陽支所建設課					
			(16)東陽地区石橋公園除草・清掃作業委託	東陽支所建設課					
			(17)東陽地区石橋公園トイレ清掃作業委託	東陽支所建設課					
			(18)東陽地区石橋公園法面除草作業委託	東陽支所建設課					
			(19)東陽地区黒淵河川自然公園除草・清掃作業委託	東陽支所建設課					
			(20)泉地区林道除草作業業務委託	泉支所産業振興課					
			(21)泉地区九州自然歩道管理委託	泉支所産業振興課					
			(22)泉地区観光地トイレ清掃委託	泉支所産業振興課					
			(23)泉地区矢山岳山頂公園水管理委託	泉支所産業振興課					
			(24)泉地区市道除草・清掃作業委託	泉支所建設課					
			(25)緑の回廊線除草清掃委託	土木管理課					
			(26)水無川護岸雑草清掃委託	土木建設課					
			(27)都市公園維持管理業務委託	街路公園課					
			(28)都市下水道清掃管理委託	下水道管理課					
			(29)百済来スポーツセンター管理運営委託	スポーツ振興課					
			(30)北新地グラウンド管理運営委託	スポーツ振興課					
			(31)河俣山村広場管理運営委託	スポーツ振興課					
			(32)泉運動広場管理運営委託	スポーツ振興課					
			(33)西部社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(34)深水社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(35)さかもと青少年センター管理委託	生涯学習課					
			(36)さかもと青少年センター分館管理委託	生涯学習課					
			(37)鮎婦社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(38)藤本社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(39)中津道社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(40)田上社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(41)久多良木社会教育センター管理委託	生涯学習課					
			(42)二見自然の森清掃作業委託	生涯学習課					
			(43)赤星公園除草・清掃管理委託	生涯学習課					

住民自治によるまちづくりの推進 に関する意見書

平成 21 年 10 月 26 日
八代市住民自治推進団体連絡会議

第1 意見書の趣旨

1 意見書の趣旨

八代市は、平成19年9月「住民自治によるまちづくり基本指針」を策定し、住民と行政の協働によるまちづくりをスタートさせました。

地域で考え、地域で行動するまちづくりの手段として、概ね小学校区単位に設置していく、新たな住民自治組織をこれから設置していくこととなります。

この意見書は、住民が主体となって取り組んでいくために、どのような取り組みが必要なのか、あるいは、八代市のコミュニティ関連施策が今後どのようにあるべきかを検討し、市に具申するものです。

2 具申するにあたっての考え方

連絡会議においては、次のような考え方を前提として検討を行いました。

(1) 会議の進め方

住民自治によるまちづくりでは、住民主体のまちづくりとなるため、行政の押し付けがあってはなりません。これから議論することは、私たち自身が満足の行くような議論のやり方が必要となります。そのため、協議した内容は、その都度、各地域、各種団体に持ち帰り、それぞれ意見を持ち寄り、ある程度、委員の皆さんの声が反映できるような形でまとめていくものとします。

(2) 目標

この会議で決めた事柄は、各地域、各種団体が住民自治を進めるという共通認識として受け止めるとともに、新たな住民自治組織の構成員となっていかなければなりません。そして、行政と地域が一つになって新しい時代を築き上げていきます。

3 連絡会議における検討項目

(1) 組織づくりについて

- ①組織づくりにあたり、どのような進め方がよいか
- ②組織づくりにあたり、自分たちではどのようなことができるか
- ③職員の役割（支援方法）はどのようなものがあると思うか

(2) 地域活動における支援について

- ①自分たちで活動を行うにあたり、どのようなことができるか
- ②補助金を一本化するにあたり、どのようなやり方、まとめ方がよいか
- ③その他、行政における支援はどのようなものが必要だと思うか

第2 組織づくりについて

これからのまちづくりは、市や一部の役員だけで実践していくのではなく、市民全員がまちづくりについて、考え、そして実践していかなければなりません。それには、子どもからお年寄りまで、地域のまちづくりに積極的に参加し、安心・安全な地域をみんなで築いていく仕組みづくりが必要となります。

そのようなことから、平成20年9月に策定された「住民自治によるまちづくり基本指針」に基づき、それぞれの地域における総合的なまちづくり推進のため、新たな住民自治組織を確立していきます。

1 新たな住民自治組織づくりについての意見

(1) モデル地域(※)

新たな住民自治組織の設立にあたっては、初めての取り組みでもあることから不安もあり、一律にそして一斉に推進することは非常に難しいことが考えられます。

そこで、モデル地域を数ヶ所指定し、市とモデル地域が二人三脚で取り組み、適宜、見直しを図りながら実績を踏まえ、段階的に組織化を図っていくことが必要です。

また、積上げた実績を他の地域へ情報提供を行いながら、組織化への不安解消や自治意識の高揚を図っていくことも大切です。

■主な意見

- ・住民自治ということで、行政が手を離すと動かなくなり、また、取り残されてしまうことが考えられます。市は、モデル地域と一緒に取り組む、実績を踏まえるべきです。
- ・モデル地域を早く設置し、その中でよく検討して広めるようにするべきです。
- ・モデル地域の影響は非常に大きいので、どの地域がモデルになるのかを早く出すべきです。

※モデル地域：ここでいうモデル地域とは、他の地域より早く住民自治組織を設置していく、先行地域のことを言います。モデル地域に指定されないと組織を設置できないということではなく、先行して設置する準備が整う、あるいは積極的に推進する地域がある場合は、先行地域として設置していくこととなります。

(2) 時間をかけて組織化

新たな住民自治組織を形式的に作って行っても、私たち地域住民がまちづくりを主体的に進めようという意識がなければうまく機能していきません。「将来どのようなまちにしていきたいのか」、「どのようなまちづくりを実践していくべきか」を地域住民で考えて取り組んでいかなければなりません。そのためには、十分時間をかけながら組織をつくっていく必要があります。

市は、当該地域と連携し、組織設立前に十分検討ができるよう設立準備委員会を設置させ、その中で地域資源の整理やニーズの把握、組織構成等について検討するよう時間をかけて新たな住民自治組織を立ち上げていくことを望みます。

■主な意見

- ・新しい組織ができて旧態依然の組織形態にならないよう十分議論する時間を設けるべきです。
- ・地域住民に説明するため、自分自身が理解をしていないといけませんが、まだできていない。もう少し、時間をかけて取り組んでいくべきです。
- ・説明を聞いても判らないので、まずは、設立準備委員会を設けるなどの行動を起こすべきです。

- ・組織化について議論をする際、これからのまちづくりに欠かせない、女性や若い世代の意見が取り入れられるようにするべきです。
- ・自由校区の問題もあるため、時間をかけて協議するべきです。
- ・共有する必要事項について明記する運営マニュアルの作成を行うべきです。

(3) 住民説明会

これからのまちづくりは、一部の人たちだけが担うのではなく、地域に暮らすすべての住民が担い手として考えなければなりません。

自治意識の希薄化が見られる中、新たな組織づくりは、地域の連帯意識及び自治意識を高める手段と言えますが、積極的な啓発と人材の育成が必要となります。

市は、モデル地域を指定する際、校区単位での住民説明会だけではなく、自治会単位での説明会を実施し、広く住民自治の必要性や組織づくりについて啓発を行っていくことを望みます。

■主な意見

- ・校区で会議をしてもなかなか集まらないので、我々が説明したくてもできないのが現状であり、小まめに説明会を行なうべきです。
- ・今後、住民説明会を行なうと思うが、住民を集めるのが難しいので、動員がかけやすい自治会単位で説明をするべきです。
- ・なり手がいないというが、住民の意識を変えれば改善できるので、住民の意識改革をしっかりとやるべきです。
- ・「行政に何でもお任せはしない、自分たちでやる」ということを浸透させるとおのずと意識が高まってくる。あまり難しく考えずに、「自分たちでやらないといけない」というふうに自分たちが徹底させるべきです。

(4) 地域の独自性を尊重

八代市は広範囲の合併を行なっており、それぞれが持つ環境特性は当然異なっていますので、一律にまちづくりを進めていくことは非常に難しいものがあります。そのため、地域の独自性が発揮できるような仕組みが必要となります。

住民自治によるまちづくり基本指針に、「市行政と住民自治組織は対等なパートナーとして相互に補完し、協力しあう関係を築いていきます。」と記載してあります。そのことから、地域で決めた事柄は地域で責任を持ち、自覚を持って取り組み、それぞれの地域が決めた事柄について、市は尊重することが大切です。

また、市は地域で決定した事柄について、より良い方向に向っていくよう指導、助言を行っていくことを望みます。

■主な意見

- ・これからは同じことをやるのではなく、各校区で特色のある取り組みをさせるべきです。
- ・地域の特性が活かされればよいまちづくりができるため、統一的な考え方は設けるべきではありません。
- ・住民自治によるまちづくりは、「地域のいいようにやってください」と言われますが、すでに取り組んでいることもあり、住民は何をしていけばよいのかわからない。行政でもある程度、指導・助言をするべきです。
- ・地域の独自性が最大限反映されるよう配慮するとともに、いろんな角度から指導・助言ができるよう担当職員を配置するべきです。

(5) 職員の参加と意識改革

市職員は地域活動への参加や関与が少ないのではないかと感じています。住民自治を推進していくには、我々住民と行政の信頼関係が重要となります。

全職員が地域住民の一員として、率先して、地域のまちづくりに参加し、住民と一緒に汗を流すなどして、住民との信頼関係を構築していくことを望みます。

また、市は住民との協働が円滑に行われるよう、住民自治の必要性や住民活動やボランティア活動などへの理解、知識を深めるため、研修会や地域活動の体験等を行い、市職員の意識改革に努めていくことが必要です。

■主な意見

- ・職員も仕事が終れば一住民です。自治会の清掃作業や行事等に一緒になって参加するべきです。
- ・職員は、市民の模範として、自治会活動やボランティア活動に積極的に参加するべきです。
- ・住民自治を成功させるには、職員の意識改革が必要であり、社会的・地域的課題を敏感に捉える力を磨き、まちづくりの調整能力を一層高めるべきです。

(6) 自治会加入促進

自治会では、地域の日常生活における身近な問題の解決や会員相互の親睦、地域福祉の促進など様々な活動を行っています。しかし、特に平野部のアパート等の集合住宅では、自治会の活動に関心を持たない世帯が増えており、日頃、自治会活動に苦勞している役員さんが多いのが現状です。

そこで、住民を新たな住民自治組織へ参画させる手段として、自治会をうまく活用していくことが最も有効だと言えます。

市は、自治会未加入者への加入促進を図り、一人でも多くの住民が地域のまちづくりに参画できるよう働きかけを行うことを望みます。

■主な意見

- ・自治会加入率の問題は、行政としても真剣に考えるべきです。
- ・せめて消防費でも払ってもらいたい。市で条例をつくるとか自治会加入促進をする手立て等を考えるべきです。
- ・自治会未加入者問題については、いろんなコミュニケーションをとっていますが、市では、アパート世帯の未加入者について、不動産会社や家主との立会い等を考えるべきです。

第3 活動支援について

住民自治によるまちづくりを実現するには、地域住民の協力体制の強化とともに、我々住民と行政が協働しながら、さまざまな活動に取り組み、対等なパートナーとして、補完していく関係を構築しなければなりません。しかし、地域住民が活動しやすい環境づくりや活躍できる場の提供、さらに、住民自治組織を運営していくために必要な活動資金等、不安的要素が多く、特に初めての取り組みであることから、行政側のバックアップは必要不可欠と言えます。

そのことから、まちづくりに必要な「ヒト」「モノ」「カネ」の3つの視点から、それぞれを整理しました。「ヒト」は行政における人的支援、「モノ」は活動が活発化できる拠点施設の提供、「カネ」は財政的な支援を想定しています。

1 ヒ ト「行政における人的支援」

(1) 人的支援

住民自治によるまちづくりを推進していくには、住民の意識改革が必要であり、まだまだ地域住民に必要性を含め、制度の趣旨が浸透していないのが現状です。我々住民も自治意識を高めなければならないと認識しているところですが、情報不足、勉強不足の感が否めず、地域住民へ十分な説明ができません。そのため、住民説明会を含め、行政から積極的な働きかけがなければ、新たな住民自治組織の設立に繋がらない恐れがあります。

また、将来、地域住民が主体となってまちづくりに取り組んでいかなければなりません。地域住民の事務能力、企画能力をさらに向上させなければなりません。職員が持つノウハウを地域住民に引き継がせることができるようしっかりと指導していただくことが必要となります。

現在、本格的な行財政改革を断行中であり、職員の削減は避けられず、また、新たな住民自治組織の立上げから、組織運営まで職員が主体となって携わって行くと、住民自治ではなくなるということも理解できます。しかし、住民自治によるまちづくりを推進していくには、何よりも行政の柔軟な対応が求められます。

市は、地域住民が主体となった組織の運営ができるまでは、地域の身近な存在である公民館主事や出張所長等の職員を削減することなく、身近なところで指導・助言がもらえるような体制づくりを望みます。

また、依頼に応じて、職員が直接地元へ出向き説明会等を行なうよう特段の配慮をお願いします。

■主な意見

- ・身近なところに職員がいる、いないで進み方が違ってくる。住民自治だといわれても地域をサポートする職員を配置するべきです。
- ・地域に配置される職員がまちづくりに専念されるような体制づくりを考えるべきです。
- ・職員も家に帰れば、地域住民であり、職務と異なる場面で我々住民と汗を流し、交流を図っていくべきです。ただし、中には職員が少ない校区があるので、その点も十分考えるべきです。
- ・退職後の職員も、これまで培ったノウハウを地域のまちづくりに貢献するべきです。

(2) 総合窓口

住民自治によるまちづくりは、住民と行政の協働が重要であり、お互いが地域の課題やニーズに対し、より適切な施策を共に考え実践していくことが必要となってきます。

市では、それぞれの所管課がまちづくりを担当していることから、住民が地域の課題をいくつもある課と個別に対応していくと時間的、労力的にも負担が生じます。ましてや、これから推進していく住民自治によるまちづくりは、初めての取り組みであり不安もあります。

市は、組織づくりへの指導・助言、各種情報提供や相談、各課との連絡調整等の機能が果せるよう、市役所内部において、総合的な窓口を設置されることを望みます。

また、我々住民の身近なところで相談ができるよう、支所や出張所等の対応、連携強化についても必要となります。

■主な意見

- ・各種団体を束ねるのは大変である。今まで以上に情報提供や説明会、相談窓口の充実を考えるべきです。
- ・コミュニティの施策に対し、各課の連絡調整がしっかりできるような体制づくりを考えるべきです。

2 モ ノ 「拠点施設の提供」

(1) 拠点施設の位置づけ

これから地域住民が主体となって、公益活動を実践していくには、活動の拠点となる施設が必要となります。そこで、地域の拠りどころでもある公民館等施設を新たな住民自治組織の拠点施設として位置づけていただき、施設内に事務局スペースを設けるなど、我々住民が活動しやすい体制づくりが必要となります。

また、公民館等施設は、教育施設であったり、農業関連施設であったりと、管理する所管がまちまちであることから、一体的な対応が可能となるよう行政内部での一元化も視野に入れるべきです。

さらに、公民館施設が設置されていない地域や施設の老朽化が進んでいる地域、施設が手狭であるという地域もあります。特に公民館等施設は、災害時における避難所に指定されていることから、耐震強度を見極めながら適宜整備していくことが求められます。

市は、均衡ある発展とまちづくりを活発化させるため、公民館等施設の設置・増築や老朽化した施設の改修等を望みます。

■主な意見

- ・公民館等施設は活用しやすく、人が集まるような施設づくりを考えるべきです。
- ・住民自治組織の事務所として考えた場合、かなり手狭なところが見られるため、市としては、活動が十分できるような環境を整えるべきです。

(2) 指定管理者制度の導入について

市では、行政コストの削減を目指すため、指定管理者制度の導入を行っていますが、公民館等施設は、地域の拠点施設であり、いわば地域住民の施設といえます。そのため、公民館等施設の指定管理者制度導入にあたっては、当該地域住民以外の民間団体が管理運営するのではなく、地域住民が主体となって管理運営していかなければならないと考えています。

しかし、管理運営する施設の空調設備が壊れていたり、雨漏りがするということがあれば、利用する人も少なく、指定管理を受ける側も不満が募ります。

市は、公民館等施設における指定管理者制度の導入にあたっては、各施設の不均衡が生じないように施設整備等の配慮を望みます。

■主な意見

- ・公民館がないところは、公共施設を利用することになると思うが、他の公民館と同じような利用形態が備わるよう整備を行なうべきです。
- ・モデル地域を指定する際、公民館等の整備を行なうと手を挙げると思う。そのようなやり方も考えるべきです。

3 カネ「財政支援」

(1) 補助金の一本化

住民自治によるまちづくり基本指針に掲げられている「財政支援」では、コミュニティに関する補助金を可能な限り一本化し、新たな住民自治組織に一括交付し、地域の裁量で各事業への配分や用途の決定ができる仕組みを考えられており、我々としても、地域の独自性が発揮できる仕組みとして期待しているところです。

しかし、新たな組織体制で地域活動を実践していくには、それ相応の財源が必要であり、これまで当該地域に支給されていた補助額より下回れば、地域活動の継続が困難になったり、自治意識の低下も考えられます。

ただし、地域住民で考え決定した新たな事業については、事業収入や自己負担を求めて、まちづくりに取り組んでいかなければならないと理解をしています。

市は、設立当初における財政支援について、最大限配慮をしていただくことを望みます。

■主な意見

- ・地域住民は、世帯会費の負担に敏感になっているため、住民に新たな負担を求めることがないようにするべきです。
- ・各種地域活動団体には、全国組織の団体もあり、補助金の一本化によって、特定の取り組みが出来ない恐れがある。したがって、補助金の一本化を検討される際は、各種団体の実情を考慮するべきです。
- ・補助金だけで運営するような仕組みはだめであり、実際はできない。地域の経済が不足すれば自分たちで稼ぐことも考えるべきです。
- ・受益に応じた交付ができるよう人口割や均等割を採用するべきです。
- ・できるだけ早く、住民説明会を実施され、その際、市で考えている予算を明らかにして、推進するべきです。

（２）住民自治組織設立時の財政的支援

新たな住民自治組織をスムーズに運営していくには、時間も労力もかかり、何よりも初期投資が必要となります。例えば、組織運営に必要なとなるパソコン機器をはじめとする備品購入費や地域住民に対する広報活動経費等が発生します。

何より、住民に負担を求めるような制度であれば、組織設立に支障をきたすことが考えられます。

地域の課題も増え、複雑化しているため、出来るだけ早く、新たな住民自治組織を設置していかなければならないと考えていますが、立ち上げた後に、「住民の負担が増えて大変だ」「早く設置しなければよかった」等ということはあってはなりません。

市は、組織設置後、運営に支障をきたすことがないよう組織運営に必要なとなる経費の一部を助成されることを望みます。

また、役員のなり手不足や高齢化、特定の人への負担増といった課題もあり、すべてをボランティアでまちづくりを行うことが難しくなっています。そのことから、役員又は、事務員の人件費等の支援について検討されることを望みます。

■主な意見

- ・各世帯から組織運営に必要な経費を求めると進まなくなるので、組織運営助成金を考えるべきである。
- ・地域のまちづくりはボランティアだけでは済まされない。役員手当てを出すくらいの補助金が出れば活動も活発になるので、その点も考えるべきです。
- ・先進地では、事務局員の人件費を助成しているので、そのような制度を考えるべきである。

第3 八代市住民自治推進団体連絡会議設置要領

平成 21 年 2 月 4 日企画振興部長専決

(設置)

第 1 条 住民自治によるまちづくりに向けての具体的方策及び住民と行政の連携等について、協議及び検討を行うため、八代市住民自治推進団体連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。なお、検討結果等について特に必要と認める場合は、市長等へ意見を述べることもとする。

(1) 住民自治によるまちづくり行動計画に関する事項

(2) 住民自治組織に関する事項

(3) その他住民自治の推進に関し必要な事項

2 連絡会議から出された意見については、地域審議会に反映させることができるものとする。

(構成)

第 3 条 連絡会議は、別表に掲げる団体等の代表者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(座長等)

第 4 条 連絡会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、原則として公開するものとする。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見等を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 連絡会議の庶務は、企画振興部地域振興課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、企画振興部長専決の日から施行する。

別表（第3条関係）

八代市市政協力員・代陽校区
八代市市政協力員・八代校区
八代市市政協力員・太田郷校区
八代市市政協力員・植柳校区
八代市市政協力員・麦島校区
八代市市政協力員・松高校区
八代市市政協力員・八千把校区
八代市市政協力員・高田校区
八代市市政協力員・金剛校区
八代市市政協力員・郡築校区
八代市市政協力員・宮地校区
八代市市政協力員・日奈久校区
八代市市政協力員・昭和校区
八代市市政協力員・二見校区
八代市市政協力員・竜峯校区
八代市市政協力員・坂本校区
八代市市政協力員・千丁校区
八代市市政協力員・鏡校区
八代市市政協力員・東陽校区
八代市市政協力員・泉校区
八代地域婦人会連絡協議会
八代市消防団
八代市PTA連絡協議会
八代市老人クラブ連合会
八代市民生委員・児童委員協議会
八代地区福祉推進連絡協議会
八代市体育協会
八代市総合社会教育推進連絡協議会
八代市ボランティア連絡協議会
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク
八代市交通指導員会会
八代市文化協会
八代市社会福祉協議会事務局

「住民自治によるまちづくり行動計画」
加たって、語って協働によるまちづくり

平成22年 3月

発行／八代市

〒866-8601 八代市松江城町 1-25

電話 0965-33-4168

編集／八代市企画振興部地域振興課
